

2003年セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果

SEXUAL
HARASSMENTセクシュアル・ハラスメント防止宣言
男女共同参画社会をめざして

相談所の相談員はあなたの立場に立って相談に応じます
東京大学ハラスメント相談所

本館〒100-8302 東京都千代田区千代田 1-1-1 TEL: 5841-2233 (内線: 2233) FAX: 5841-2420
本館〒100-8302 東京都千代田区千代田 1-1-1 TEL: 5454-6150 (内線: 4150) FAX: 5454-6150
e-mail アドレス(東京大学ハラスメント相談所): soudan@nar.u-tokyo.ac.jp

東京大学

ま え が き

第2回(2003年)のセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査結果がまとまったので、報告する。

東京大学では2000年度に評議会でセクシュアル・ハラスメント防止宣言等を定め、ハラスメント防止委員会およびハラスメント相談所を設置するなどして、セクシュアル・ハラスメント(以下セクハラと略す)のない快適な環境で学び、働けるキャンパス作りに取り組んでいる。セクハラをなくすには、ひとりひとりがセクハラについて正しく理解するとともに、男女各人の感じ方の違いやキャンパス全体の実情を客観的に捉えることが必要である。

このため、ハラスメント防止委員会のもとにアンケート調査小委員会を設置し、2003年6月から7月にかけて、学部学生(留学生を含む)、大学院生(同)、研究生(同)、および教職員(非常勤を含む)を対象に、東京大学としてアンケート調査を行った。残念ながら回答状況は1回目の調査を下回ったが、今後のハラスメント防止の取り組みにとって、また深刻な事例に対する正確で迅速な把握のためにも、貴重な結果を得たと考える。

なお、アンケート調査票には自由記述を求める質問項目があり、多くの方々から個別の事例を記入していただくとともに本調査についてのご意見も頂戴した。これらの欄への記入事項は厳秘を要するものであることはいままでもないが、時間と労力を割いて回答を書きくださった回答者の信頼にこたえるためにも、また記入されたご意見を広く学内に周知させる意味からも、回答者が特定されたり、回答者に不利益が及んだりしないよう十分留意しつつ、意見の全体的な傾向については紹介することとした。

調査票の設計に際してご協力くださったハラスメント相談所相談員の方々、第1回調査について多大のご教示をいただいた社会科学研究所大沢真理教授、事務局である総務部人事課のスタッフ、なによりも、個人的な愉快でない経験にわたる質問に、貴重な時間を割いて回答してくださった学生・院生、教職員の皆さんに、心から感謝と敬意を表したい。

ハラスメント防止委員会アンケート調査小委員会委員長 野島陽子

■2003年セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果

2004年3月

目次

調査の概要	2
調査の結果	4
I セクハラと東大の取り組み	4
II セクハラをどう感じ、考えるか、対応するか	8
III 大学でのセクハラの実験	13
IV セクハラを受けたことのある人の場合	15
V 相談と必要な取り組み	27
VI その他	30
資料（調査票）.....	36
ハラスメント防止委員会アンケート調査小委員会	56

調査の概要

1. 調査票の作成

2003年4月、ハラスメント防止委員会及び同アンケート調査小委員会で調査内容の企画立案を行った。その際、東京大学ハラスメント相談所相談員の協力を得た。

2. 調査の期間

2003年6月18日～7月29日

3. 調査の対象および数

学部学生の男女各800名（ただし1年生は対象とせず）、大学院学生の男女各800名（いずれも留学生を含む）。学生・院生の該当数は3,194名。

教官（非常勤を含む）の女性は全員、男性は700名、職員（非常勤を含む）の男女各700名。教職員の該当数は3,012名。

4. 調査の方法

郵送配布・郵送回収で、対象者自身が記入（自記式）。

5. 調査の内容

原則として第1回（2001年）調査の際に用いられた設問・選択肢を基本的には生かした。

① 全員に対する質問

セクシュアル・ハラスメントの問題の認識および東京大学の取り組みの認知（問1～4）

何をセクハラと感じるか（問5）、セクハラに関する意見（問6）

セクハラ的行為への対応（問7）、東京大学におけるセクハラの実験（問8）

被害を受けたら相談するか、相談しない理由（問18）

セクハラ防止のために大学が取り組むべきこと（問19）

ハラスメント相談所について知っていること（問20）

学生・院生の大学の外でのセクハラの実験（問23）

自由記述（学生・院生：問24、問25、教職員：問23、問24）

② 大学院生・研究生、および教職員への質問

アカデミック・ハラスメントの実験（問21）、その自由記述（問22）

③ 大学でセクハラを受けたと回答した者への質問

セクハラの実態類型（問9）、状況（問10）、場所や手段（問11）
 セクハラを経験した時の本人の立場（問12）、相手の人数（問13）
 相手の立場（問14）、経験したセクハラへの対応（問15）
 相談した相手、相談しなかった理由（問16）、セクハラ経験の影響（問17）

④ 第1回調査の設問・選択肢との異同

問8でセクハラ経験を聞く場合に、「大学」ではなく「東京大学」と限定をつけたこと
 問10、問11の回答欄に、「懇親会・親睦会中」という選択肢を入れたこと
 問20で東京大学ハラスメント相談所について聞く設問を新設したこと
 問22でアカデミック・ハラスメントについて尋ねる際に、前回は「ジェンダーに関わる」との限定をつけたが、今回は「ジェンダーに関わるか否かを問わず」としたこと
 学生・院生用アンケートのF5として、出身高校を聞いたこと

6. 回答者の属性

有効回答は、学生・院生が1,056名（女性658名、男性394名、その他3名、無回答1名）、教職員が1,258名（女性581名、男性656名、その他1名、無回答20名）であった。回収率は、学生・院生は33.1%、教職員は41.8%。第1回調査の回収率はそれぞれ、38.1%、45.3%であったので、ともに減少した。

図0-1 回答者の性別

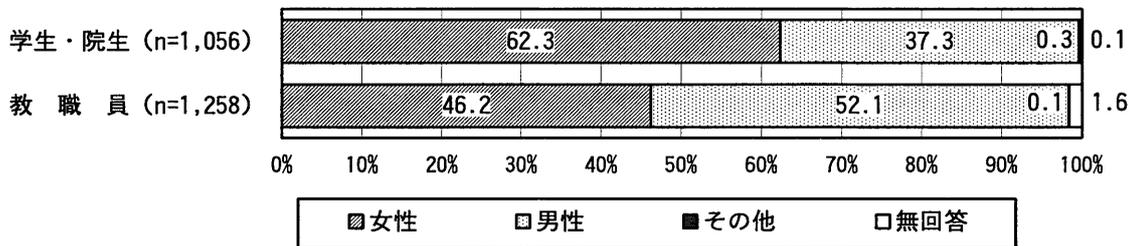


図0-2 学生・院生の回答者の所属

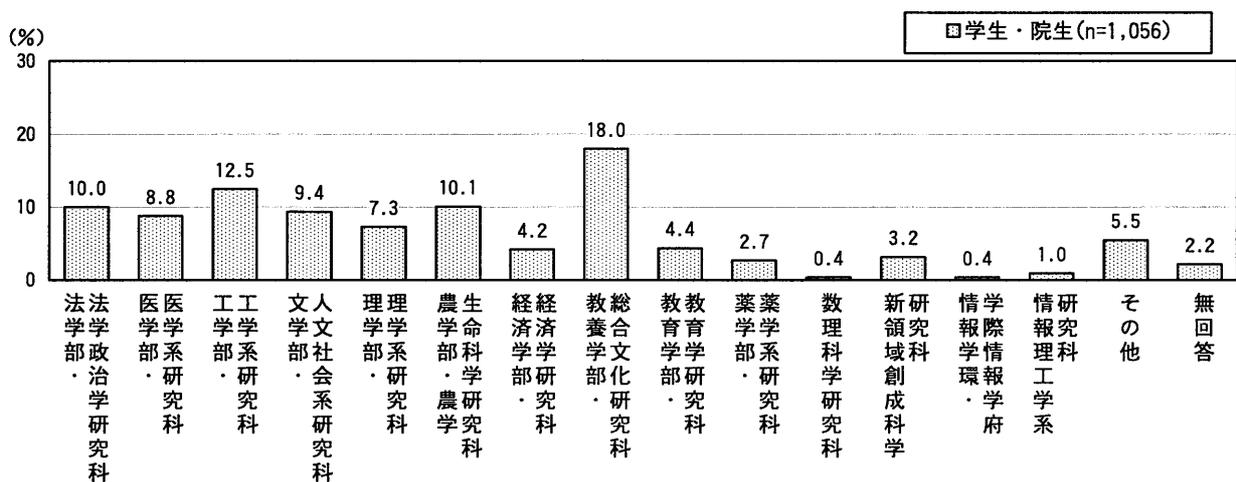


図0-3 学生・院生の回答者の性別・課程

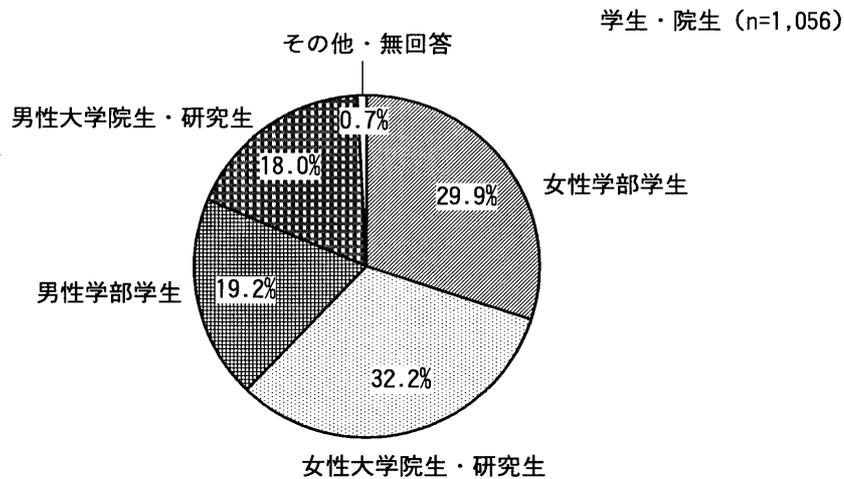
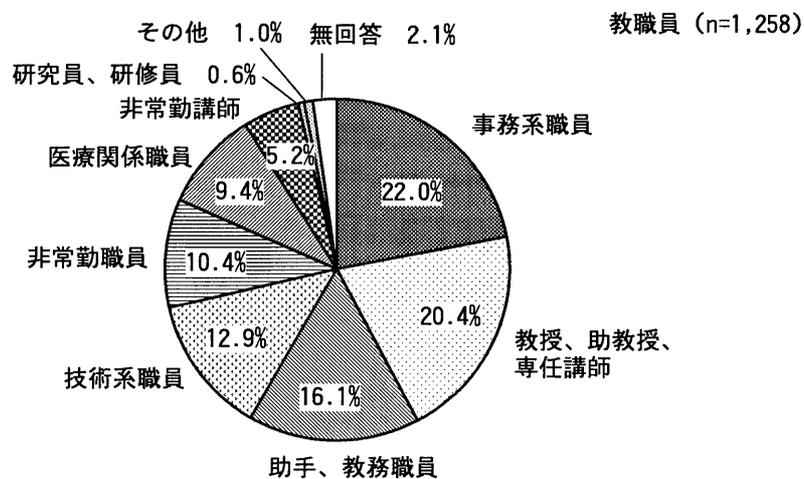


図0-4 教職員の回答者の職種



調査の結果

以下の記述を読む際には、適宜、本冊子 36 頁以降の資料（調査票）を参照してください。

1 セクハラと東大の取り組み

1-1 大学におけるセクハラ問題の重要性（Q1）

・学生・院生、教職員とも『重要である』とみるものが9割。男子学生と女子学生で認識の差。

キャンパス・セクハラ問題の重要性については、「非常に重要」「重要」を合わせると、学生・院生 88.2%、教職員 90.2%に達した。第1回調査では、それぞれ 85.1%、89.8%であり、学生・院生で微増、教職員はほぼ横ばいといえる。しかし、属性別にみると男性・学部学生 77.8%、女性・学部学生 90.5%、高校別では男子校出身者 81.0%、女子校出身者 93.6%、共学校出身者 88.0%となり、差がある。

図1-1 a キャンパス・セクハラ問題の重要性（学生・院生）－性別・課程別

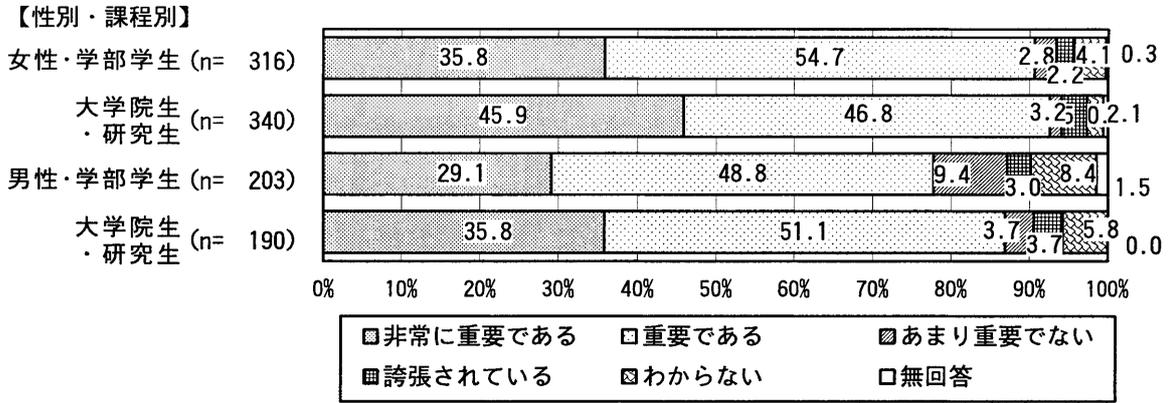
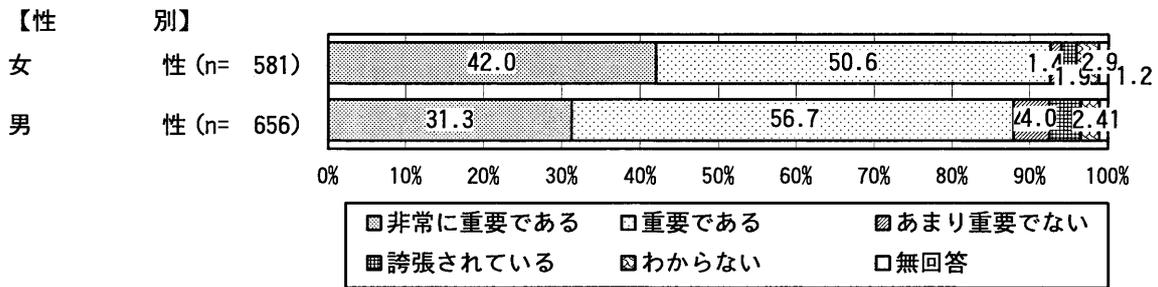


図1-1 b キャンパス・セクハラ問題の重要性（教職員）－性別



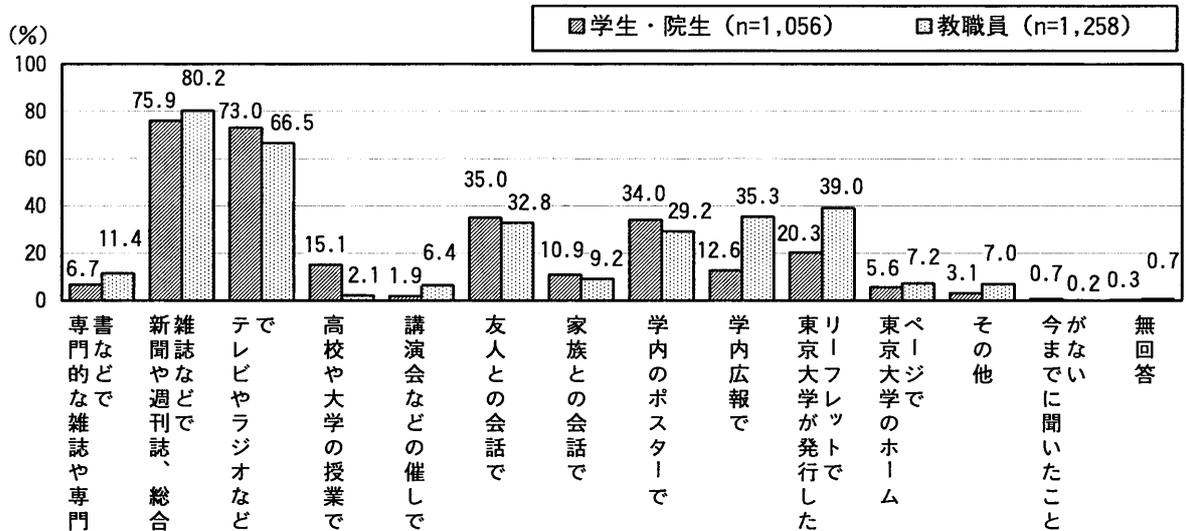
1-2 セクハラ問題の情報や知識源 (Q2)

・学生・院生、教職員ともマスメディアが上位を占める。リーフレットの認知度は高まる。

セクハラ問題に関する情報源は、学生・院生、教職員とも、「新聞や週刊誌」「テレビやラジオ」などマスメディアによるものが圧倒的に多い。「東京大学が発行したリーフレット」で知ったという回答は、学生・院生 20.3%に対して、教職員 39.0%と差があるが、第1回調査では、それぞれ 6.4%、28.8%であったので、セクハラ問題に関する情報源としてのリーフレットの効果が認められる。

属性別にみて、男性・学部学生と女性・学部学生の間で大きな差がみられる情報源としては、「高校や大学の授業」（それぞれ 15.8%、24.7%）、「友人との会話」（19.7%、37.7%）などである。そのいっぽう、男性・学部学生で「学内広報」「東京大学のホームページ」を情報源としてあげたものは、それぞれ 14.3%、6.9%であり、女性・学部学生の 10.8%、3.8%より多いことが集計結果からわかる。

図1-2 セクハラ問題の情報や知識源



1-3 東京大学のセクハラ防止への取り組み認知 (Q3)

- ・第1回調査に比べて、学生・院生の認知率は大きく上昇。
- ・教職員では、取り組みを「知らなかった」と回答した人は、男性より女性に多い。

東京大学のセクハラ防止への取り組みについては、「よく知っていた」「漠然と」を合わせると、学生・院生 88.1%、教職員 89.9%で、第1回調査の 76.6%、89.5%に比べて、学生・院生で大きく伸びている。しかし、教職員の 44.6%がよく知っていたと回答したのに対して、学生・院生は 18.1%にすぎない。「知らなかった」との回答を性別にみると、学生・院生では、男性が 14.5%、女性が 10.2%で、男性の方が多かったのに対し、教職員では、男性が 6.7%、女性が 13.1%で、女性の方が「知らなかった」人が有意に多かった。

図1-3 a 東大のセクハラ防止への取り組み認知 (学生・院生) - 性別

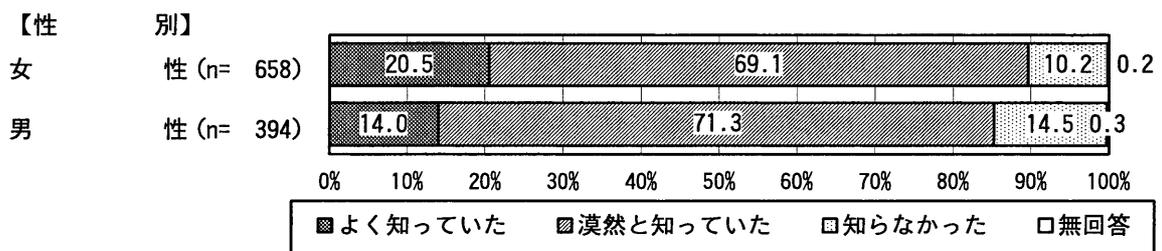
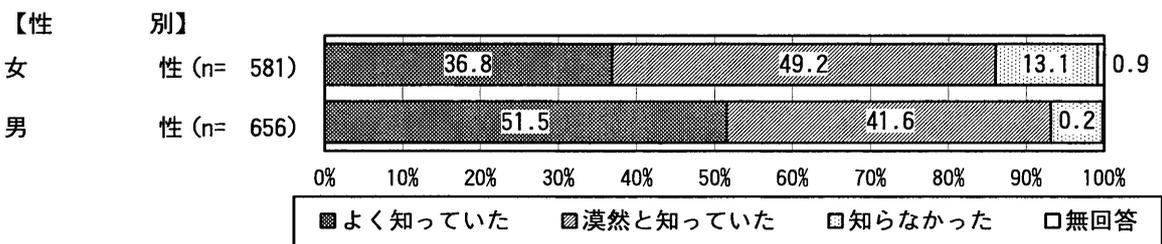


図1-3 b 東大のセクハラ防止への取り組み認知 (教職員) - 性別

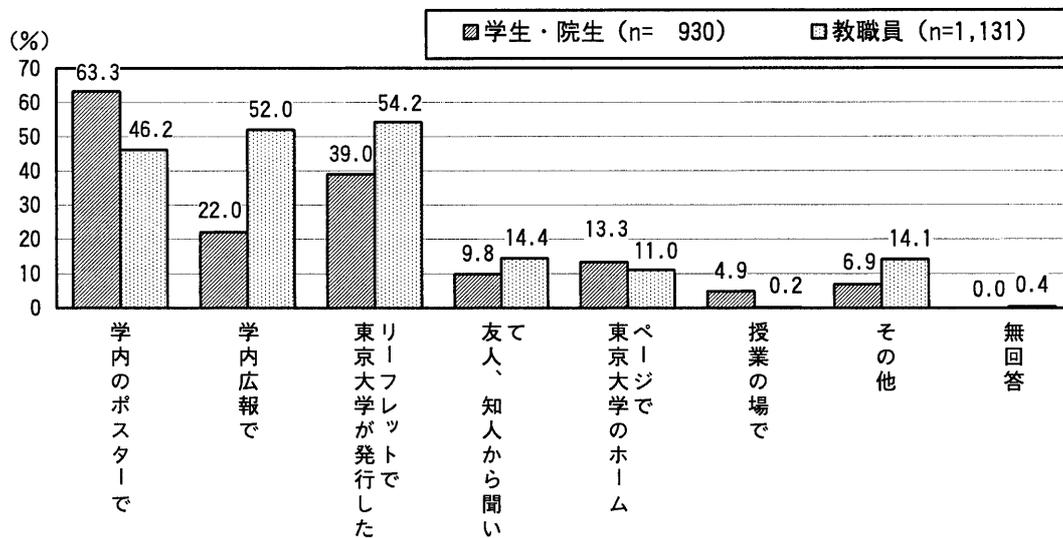


1-3-1 東大の取り組みを知ったきっかけ (Q3-1)

- ・学生・院生では「ポスター」が突出、教職員は「リーフレット」「学内広報」「ポスター」の3つが5割前後。
- ・教職員では「学内広報」によって知る人が増加。

学内での取り組みを知るきっかけについて、学生・院生では「学内ポスター」(63.3%)が特に多かったのに比べて、教職員では「東京大学が発行したリーフレット」(54.2%)、「学内広報」(52.0%)、「学内ポスター」(46.2%)の順で多かった。第1回調査時は、「学内ポスター」で知ったと答えた学生・院生が70.2%だったので、ポスターのインパクトはいくぶん減少したといえるだろう。前回調査において、教職員が取り組みを知るきっかけとなった項目は、「リーフレット」(52.7%)、「学内広報」(37.8%)、「ポスター」(38.7%)であった。今回の結果と比較すると、教職員に対して「学内広報」による周知効果が高かったことがわかる。

図1-3-1 東大の取り組みを知ったきっかけ



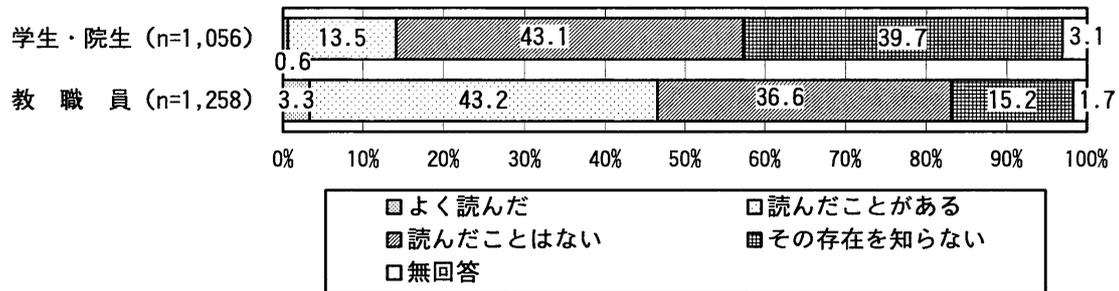
1-4 「セクシュアル・ハラスメント防止のための倫理と体制の綱領」を読んだか (Q4)

- ・『読んだ』人の割合は、教職員で47%、学生・院生で14%。教職員は第1回調査より減少。
- ・「綱領」の存在を知らない率が高いのは、学部学生、非常勤講師。

読んだことがあるという回答は、学生・院生は14.1%、教職員は46.5%である。第1回の場合、学生・院生10.6%、教職員53.4%だったので、今回は学生・院生では増加し、教職員では減少したことになる。今回、読んだことがあると回答した率が高かったのは、教職員では、男性・職員58.3%、女性・教官56.0%、男性・教官55.7%の順となった。

「綱領」の存在を知らない学生・院生は今なお39.7%おり、なかでも院生35.6%に比べ、学部学生では43.5%と比率が高くなっている。この場合、女性・学部学生43.4%と男性・学部学生43.8%の間に有意な差はなかった。教職員で「綱領」の存在を知らない率が高かったのは、女性・非常勤講師66.7%、男性・非常勤職員33.3%、男性・非常勤講師29.5%などである。

図1-4 「東京大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための倫理と体制の綱領」を読んだか



II セクハラをどう感じ、考えるか、対応するか

2-1 種々の行為をどう感じるか (Q5)

- ・学生・院生より教職員の方がセクハラへ問題への意識が高い。
- ・学生・院生では女性の方が、教職員では男性の方が、セクハラに敏感。
- ・「セクハラでない」とみなされた項目の上位は、「お茶くみや食器片付け」「食事やデートに誘う」など。

(1) 学生・院生の場合

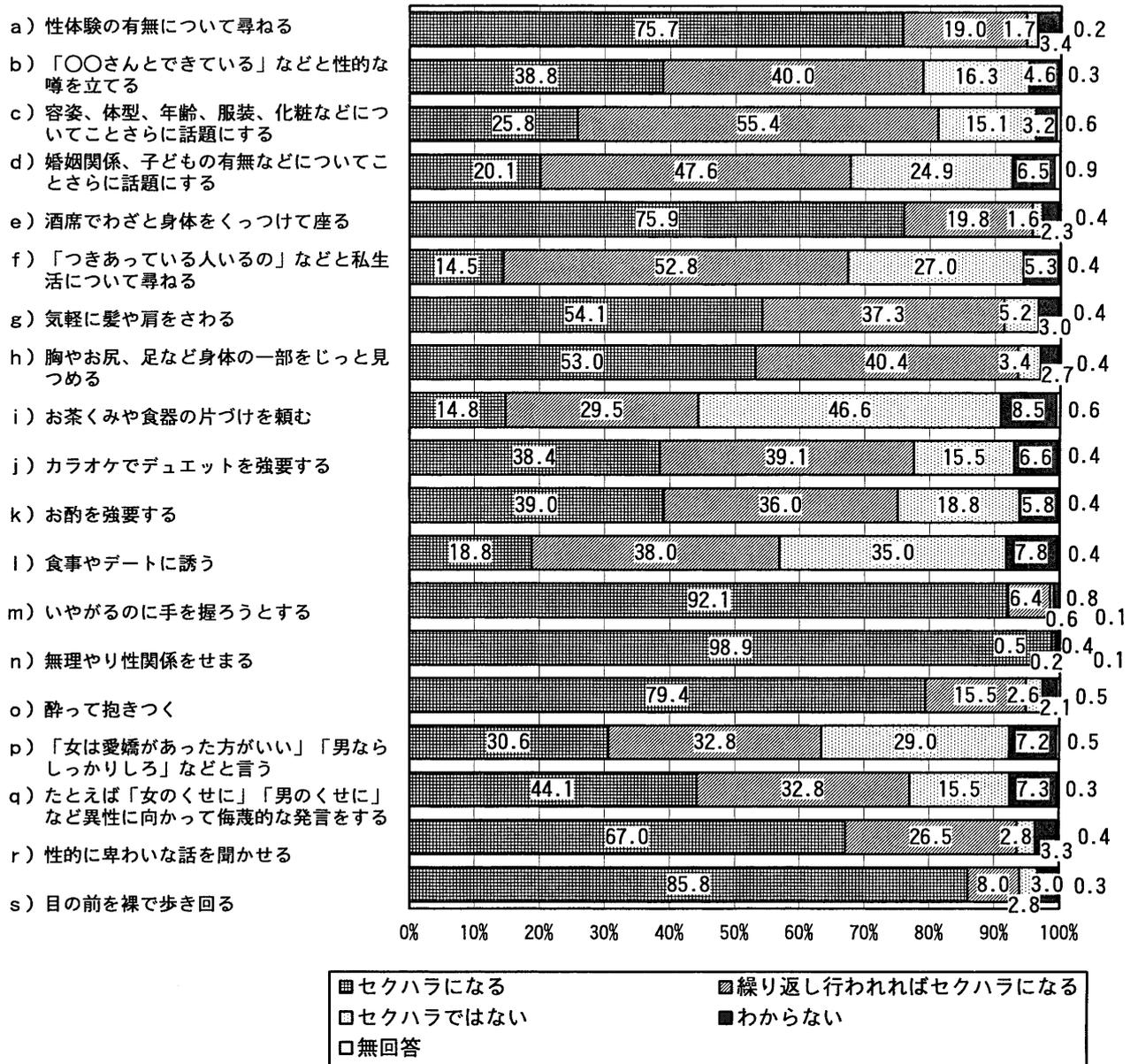
「セクハラになる」という回答が多くみられた項目は「無理やり性関係をせまる」(98.9%)、「いやがるのに手を握ろうとする」(92.1%)、「目の前を裸で歩き回る」(85.8%)、「酔って抱きつく」(79.4%)、「酒席でわざと身体をくっつけて座る」(75.9%)、「性体験の有無について尋ねる」(75.7%)などで、第1回調査と同様の項目となった。

「繰り返し行われればセクハラになる」の回答が多かったのは「容姿、体型、年齢、服装、化粧などについてことさらに話題にする」(55.4%)、「つきあっている人いるの」などと私生活について尋ねる」(52.8%)、「婚姻関係、子どもの有無などについてことさらに話題にする」(47.6%)であり、これも第1回調査と変化していない。「セクハラではない」という回答が多くみられたのは、「お茶くみや食器の片づけを頼む」(46.6%)、「食事やデートに誘う」(35.0%)であり、これも第1回調査と同様の傾向を示している。

性別で感じ方の差がみられる(女性の方がセクハラであるという回答が多くなるもの)のは、「胸やお尻、足など身体の一部をじっと見つめる」(20.4ポイント差)、「食事やデートに誘う」『女は愛嬌があった方がいい』『男ならしっかりしろ』などと言う(各10.4ポイント差)、「たとえば『女のくせに』『男のくせに』など異性に向かって侮蔑的な発言をする」(8.6ポイント差)、「酒席でわざと身体をくっつけて座る」(6.8ポイント差)、「お茶くみや食器の片づけを頼む」(6.6ポイント差)などである。また、学部学生より院生で「セクハラになる」の比率の高い項目が多い。

図2-1 a 種々の行為をどう感じるか (学生・院生)

(n=1,056)



(2) 教職員の場合

「セクハラになる」という回答が多くみられた項目は「無理やり性関係をせまる」(98.6%)、「いやがるのに手を握ろうとする」(92.5%)、「目の前を裸で歩き回る」(89.3%)、「酔って抱きつく」(85.9%)、「酒席でわざと身体をくっつけて座る」(85.2%)、「性体験の有無について尋ねる」(82.9%)の順となった。第1回調査と同様の項目となった。

上位の項目については、学生・院生と同じものが並ぶが、「セクハラになる」という回答の比率が教職員で高くなっているものもある。なかでも『「〇〇さんとできている」などと性的な噂を立てる』(28.8ポイント差)、『「つきあっている人いるの」などと私生活について尋ねる』(20.2ポイント差)、「容姿、体型、年齢、服装、化粧などについてことさらに話題にする」(16.6ポイント差)、「気軽に髪や肩をさわる」(16.2ポイント差)などは特に差が大きい。

「繰り返し行われればセクハラになる」が特に多かったのは、学生・院生と同様、『「つきあっている

る人いるの』などと私生活について尋ねる」(52.0%)、「婚姻関係、子どもの有無などについてことさらに話題にする」(49.2%)、「容姿、体型、年齢、服装、化粧などについてことさらに話題にする」(47.5%)などであり、これも第1回調査と変化していない。

「セクハラではない」との回答が多かったのは「お茶くみや食器の片づけを頼む」(41.0%)で、「食事やデートに誘う」(18.9%)、「『女は愛嬌があった方がいい』『男ならしっかりしろ』などと言う」(15.8%)がそれに続く。

「胸やお尻、足など身体の一部をじっと見つめる」「お茶くみや食器の片づけを頼む」「いやがるのに手を握ろうとする」を除く全ての項目で、男性の方が「セクハラになる」と回答した比率が高い。こうした傾向は、第1回調査と変わらない。職員や非常勤職員に比べて教官で「セクハラになる」の比率の高い項目が多い。

図2-1b 種々の行為をどう感じるか（教職員）

(n=1,258)

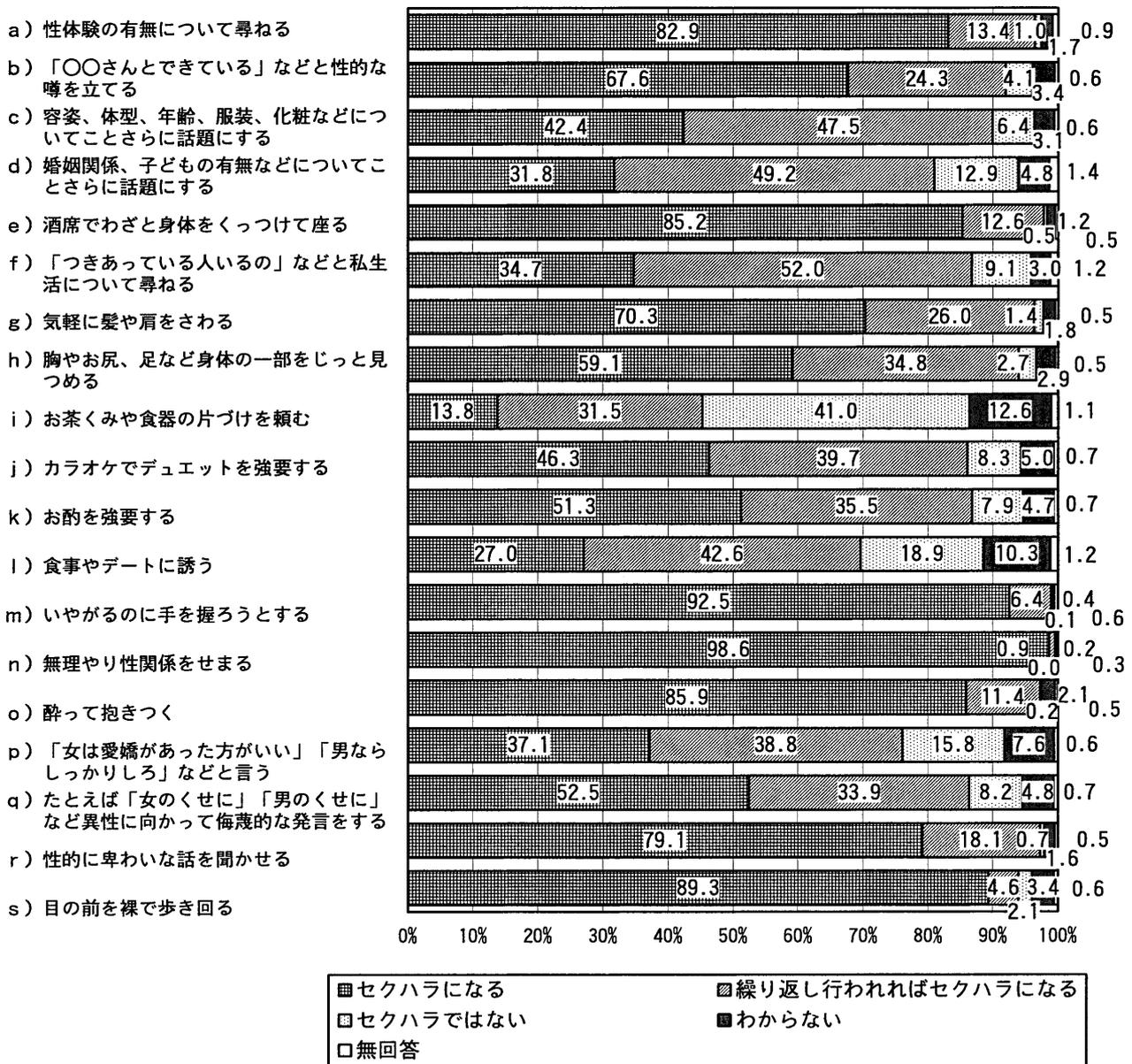
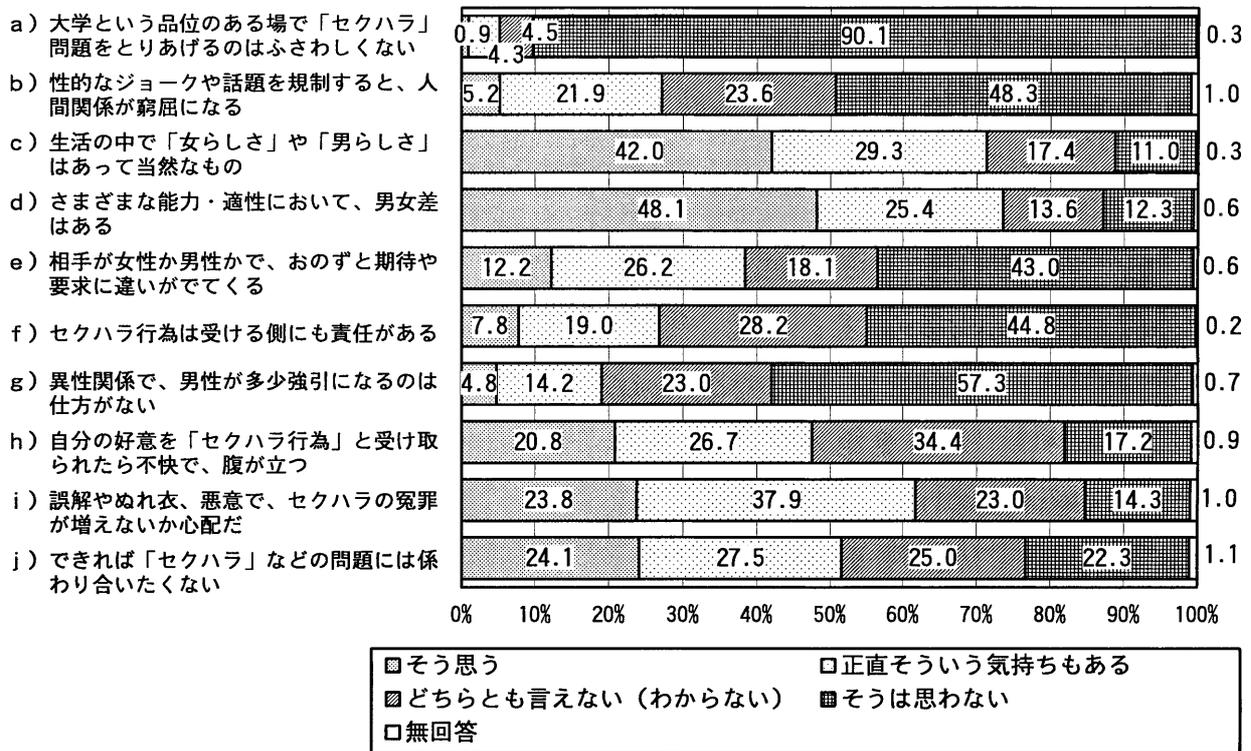


図2-2b セクハラに関する意見（教職員）

(n=1,258)



2-3 セクハラを受けた場合の対応（Q7）

・「話題への不快感」「望まない誘い」に対しては意思表示・抗議する割合が低くなる。
 ・院生より学部学生が、教官より職員・非常勤職員が、より消極的な対応が多くなる。

セクハラへの対応については、性別にも、学生・院生、教職員の間にも、目立った違いはみられず、第1回調査結果との差は見られない。『性的な話題』や『性による決めつけ』や『差別的発言』に不快感を感じた場合には、「無視・避ける・逃げる」との回答が最も多く（学生・院生 42.7%、教職員 38.4%）、「キスや抱きつくなど、性的な行為の強要や強姦されそうになった場合」に対しては「イヤだとはっきり抗議する」と回答した人が多かった（学生・院生 83.0%、教職員 85.5%）。

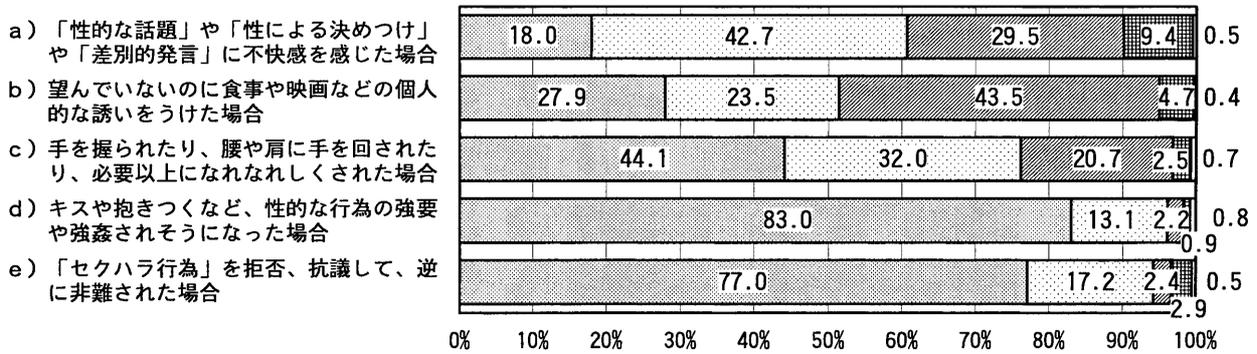
しかし細かくみれば、「イヤだとはっきり意思表示・抗議する」比率は、『性的な話題』や『性による決めつけ』や『差別的発言』に不快感を感じた場合（学生・院生 18.0%、教職員 25.4%）、「望んでいないのに食事や映画などの個人的な誘いをうけた場合」（同 27.9%、41.3%）、「手を握られたり、腰や肩に手を回されたり、必要以上になれなれしくされた場合」（同 44.4%、56.9%）については低くなり、特に学生・院生でその傾向が強い。

性別でみると、はっきり抗議するのは男性に、無視やそれとなく伝えるといった対応は女性に多くなる傾向があるが、学生・院生の「キスや抱きつくなど、性的な行為の強要や強姦されそうになった場合」には、「イヤだとはっきり意思表示・抗議する」（男性 79.4%、女性 85.4%）の比率は女性の方が高くなっている。学生・院生では院生より学部学生の方が、教職員では教官より職員・非常勤職員の方が、無視やそれとなく伝えるなど、より消極的な対応が多くなる傾向にある。

集計によれば、学生・院生、教職員ともに、セクハラを受けたことがある人は、イヤだとはっきり意思表示する比率が低くなる傾向がある。

図2-3 a セクハラを受けた場合の対応 (学生・院生)

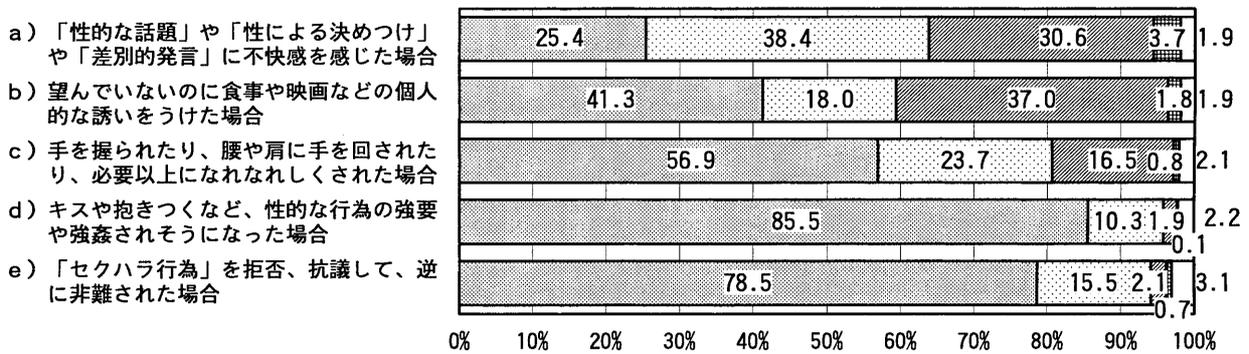
(n=1,056)



イヤだとはっきり意思表示・抗議する 無視する、避ける、逃げる
 それとなくイヤなことを伝える 我慢する、従う
 無回答

図2-3 b セクハラを受けた場合の対応 (教職員)

(n=1,258)



イヤだとはっきり意思表示・抗議する 無視する、避ける、逃げる
 それとなくイヤなことを伝える 我慢する、従う
 無回答

III 東京大学でのセクハラの実験

3-1 東京大学でのセクハラの実験 (Q8)

- ・学生・院生、教職員とも「言葉で」が最多。
- ・学生・院生では「不快な性的行為」、教職員では「性別役割の強要」が多い。
- ・セクハラを受けたことがある学生・院生は31%、教職員は23%。いずれも、女性回答者の4割以上が直接セクハラを経験しており、なかでも女性・学部学生と女性・職員で比率が高い。

東京大学（またはそれに準じた場）に限定して、これまでに直接及び間接に経験したセクハラの実例（複数回答）についてみる。

(1) 学生・院生の場合

女性（回答者数 658 人）の場合、多い順に、「言葉で」（201 例）、「不快な性的行為で」（160 例）、「性

別役割の強要で」(128例)、「交際の強要で」(80例)となっている。無回答も含む全回答者に対して、これらのセクハラを直接「受けたことがある」という回答者の比率をみると、それぞれ19.0%、15.2%、12.1%、7.6%になっている。第1回調査は、東大に限定して聞いていなかったの、比較はできない。

(2) 教職員の場合

女性(回答者数581人)の場合、多い順に、「言葉で」(161例)、「性別役割の強要で」(133例)、「不快な性的行為で」(114例)、「職場または教育研究の場で」(72例)であった。これらのセクハラを直接「受けたことがある」という回答者の比率は、「言葉で」(27.9%)、「性別役割の強要で」(22.9%)、「不快な性的行為で」(19.6%)、「職場または教育研究の場で」(12.4%)となっている。

学生・院生、教職員ともに、セクハラを直接経験した女性は4割を超えていた。女性・学部学生49.1%、女性・職員46.6%、女性・教官45.8%、女性・院生40.9%、女性・非常勤職員40.0%の順で多い。

図3-1 a 大学でのセクハラの実験

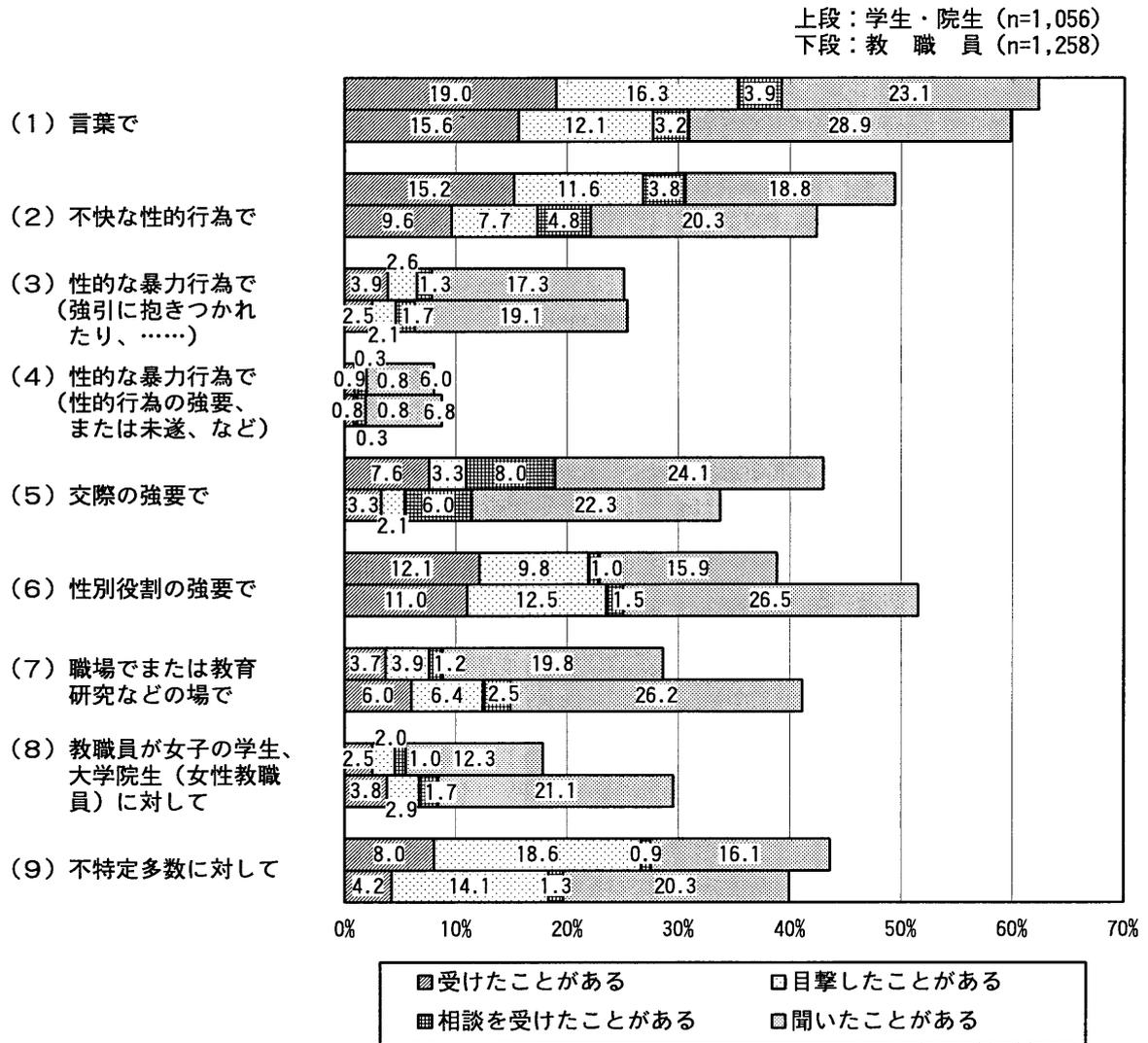


図3-1b セクハラを受けた経験（学生・院生）－性別・課程別

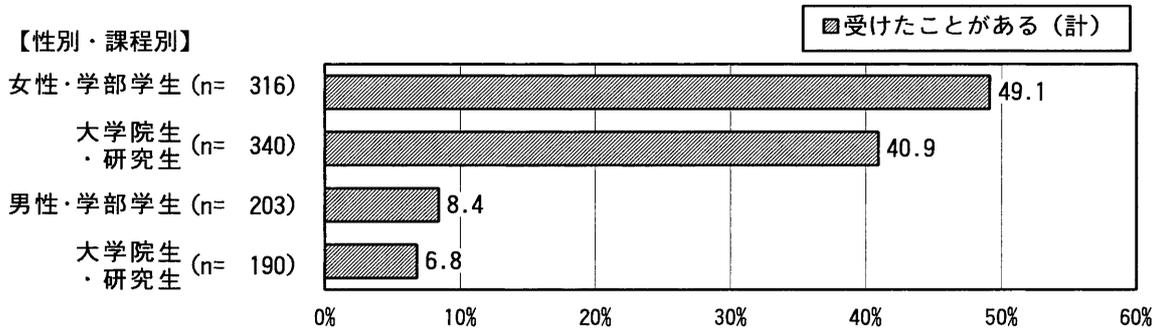
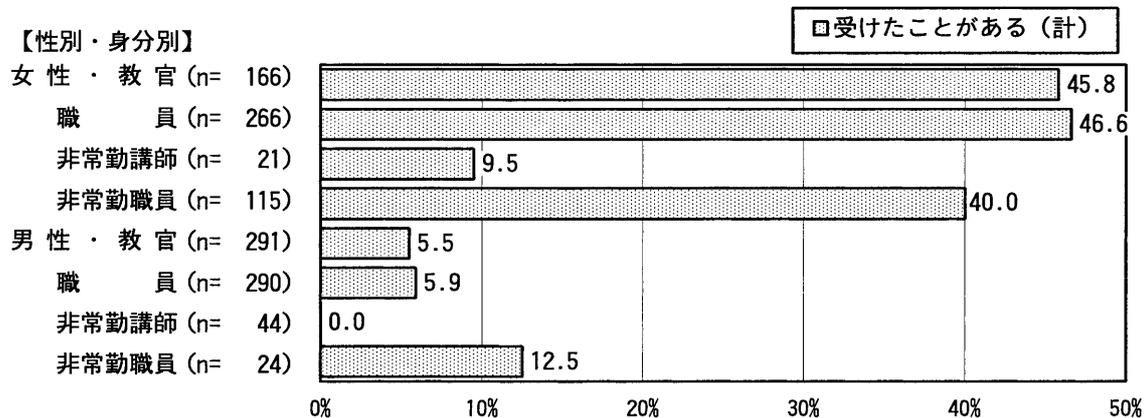


図3-1c セクハラを受けた経験（教職員）－性別・身分別



IV セクハラを「受けたことのある」人の場合

4-1 最も不快に思ったセクハラの実験（Q9）

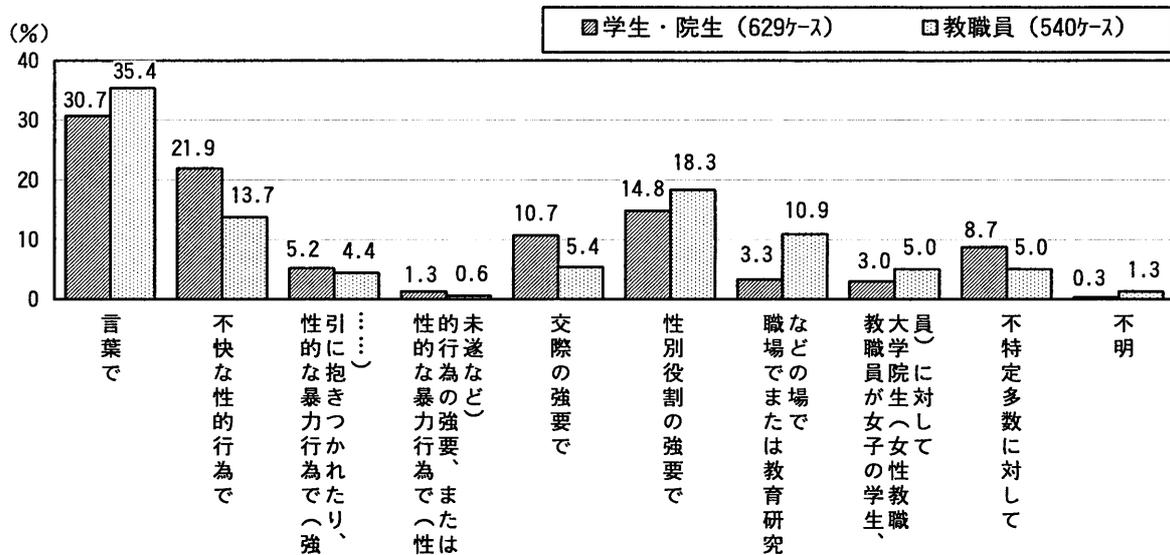
・「言葉で」が最多。2位は学生・院生で「不快な性的行為」、教職員で「性別役割の強要」。

(1) 学生・院生の回答者が「受けたことがある」セクハラの中で、もっとも不快に思った経験を3例まであげるよう尋ねたところ、のべ629件が挙げられ、うち女性は582件、男性は40件、その他7件であった。行為類型で最も多かったのが、「言葉で」で30.7%あり、「不快な性的行為」が21.9%、その他「性別役割の強要」14.8%、「交際の強要」10.7%、であった。これらの数字は、第1回調査と同じ傾向を示している。

(2) 教職員の回答者が「受けたことがある」セクハラの中で、もっとも不快に思った経験を3例まであげるよう尋ねたところ、のべ640件が挙げられ、うち女性は491件、男性は45件、その他4件であった。行為類型で最も多かったのが、「言葉で」35.4%、「性別役割の強要」18.3%、「不快な性的行為」13.7%、「職場でまたは教育研究などの場」10.9%、であった。これらの数字は、第1回調査と同じ傾向を示している。

各行為類型の経験を性別にみると、ほとんどの行為類型で女性が9割以上を占める。男性が10%程度を占めたのは、学生・院生では、言葉によるセクハラと性別役割の強要であり、教職員では、言葉によるセクハラ行為と不特定多数に対してのセクハラであった。

図4-1 最も不快に思ったセクハラの種類



4-2 セクハラを受けた状況 (Q10)

- ・学生・院生は「懇親会中、親睦会中」が突出するほか、サークル関連が多い。
- ・教職員は「通常の勤務時間中」「懇親会中、親睦会中」の2つが多い。
- ・学生・院生の女性は、男性より、懇親会や親睦会の席上や学業に関連した場で多くなっている。

では、これらの人々はどのような状況でそのセクハラを受けたのだろうか。学生・院生では「懇親会中、親睦会中」(32.0%)が突出して多く、「自習中、研究中」(11.9%)、「通常のサークル活動中」(11.4%)、「講義中、実験中」(8.9%)と続く。一方、教職員では「通常の勤務時間中」(53.5%)と「懇親会中、親睦会中」(31.1%)の2つに集中している。

学生・院生の女性は男性に比べて懇親会や親睦会、学業に関連した場が多く、女性院生では個人指導や研究に関連する場の割合がより高い。学部学生は男女ともにサークル活動に関連した状況が多い。教官では「研究会、学会に関連した場」が1割弱、職員では「通常の勤務時間中」が6割を占める。

図4-2 a セクハラを受けた状況 (学生・院生)

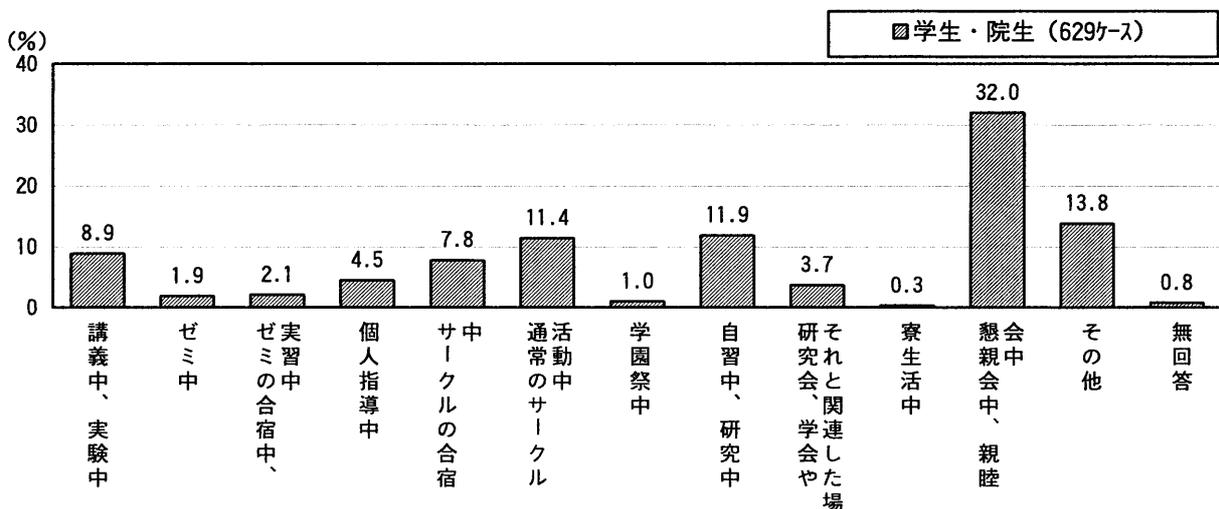
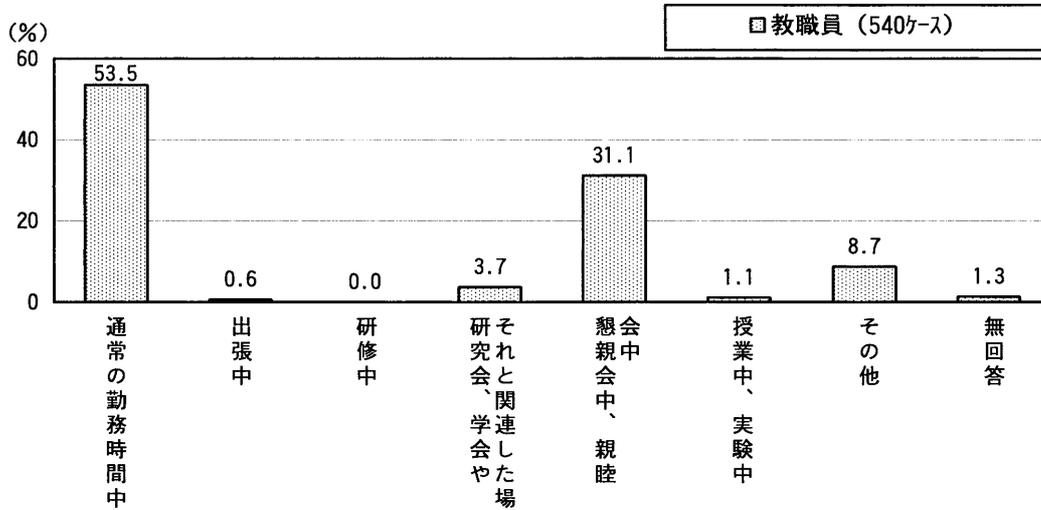


図4-2b セクハラを受けた状況（教職員）



4-3 セクハラを受けた場所・手段（Q11）

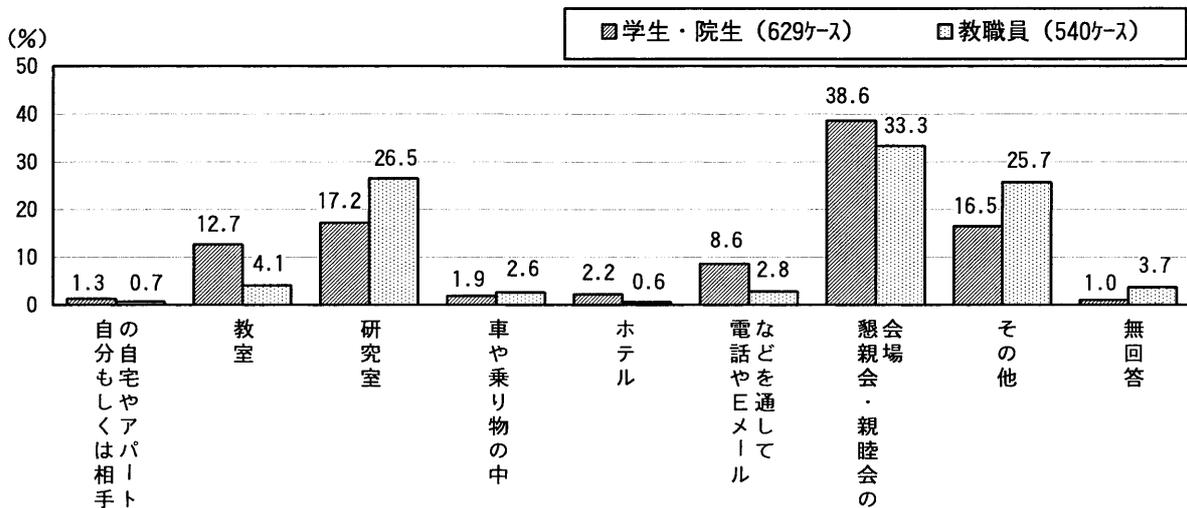
- ・「懇親会・親睦会の会場」「研究室」が上位。
- ・女性院生や女性教官で「研究室」が多い。

セクハラを受けた場所・手段は、「懇親会・親睦会の会場」（学生・院生 38.6%、教職員 33.3%）が最も多く、「研究室」（同 17.2%、26.5%）が続く。学生・院生では「教室」（12.7%）、「電話やEメールなどを通して」（8.6%）が教職員を上回る比率で続いている。

学部学生は院生に比べて「教室」（学部学生 16.9%、院生 7.9%）、「懇親会・親睦会の会場」（同 43.1%、34.0%）が多く、女性院生では「研究室」（32.5%）が3割強と多い。教職員の男性は「懇親会・親睦会の会場」（教官 42.1%、職員 36.4%）が最多だが、女性教官は「研究室」（41.5%）が最も多く、4割を占める。

第1回調査の時点では、回答項目中に「懇親会・親睦会の会場」をおいていなかったため、結果として「その他」が多くなっていたが、今回この項目を新設したので、上位を占めた。

図4-3 セクハラを受けた場所・手段



4-4 セクハラを受けた時の立場 (Q12)

・学生・院生は「学部学生」であった時との回答が多い。職員は男女差、立場による差が大きい。
 ・女性教官のほぼ6割が、「助手、教務職員」だった時にセクハラ被害に遭っている。

では、どのような立場の時にセクハラを受けたのだろうか。学生・院生では全ケースの66.0%が学部生として受けている。現在院生の人があるケースの3割は「学部学生」となっている。

教職員は男女差が大きく、女性で「助手、教務職員」「医療関係職員」「非常勤職員」が多い。男性は「教授、助教授、専任講師」が最も多い。現在の立場が教官でセクハラを受けた当時は「助手、教務職員」であった割合は56.9%（女性に限定すれば61.2%）を占めている。これらの数字は第1回調査と同じ傾向を示している。

図4-4 a セクハラを受けた時の立場 (学生・院生)

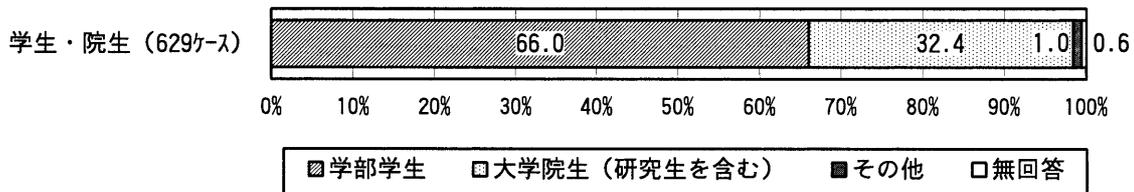
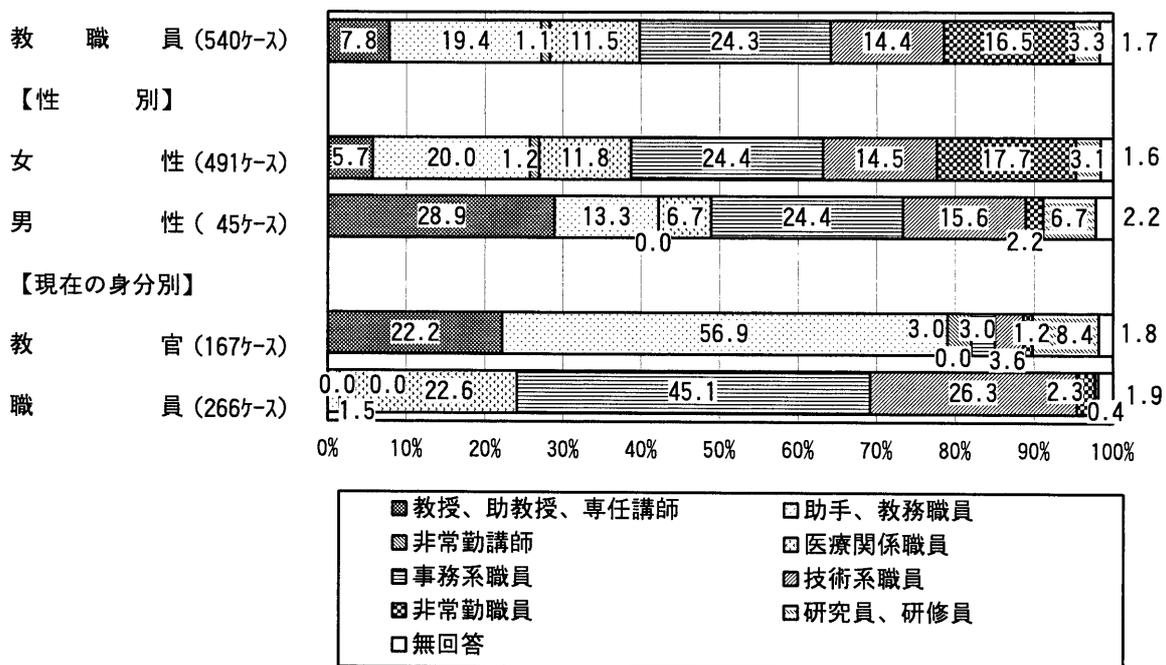


図4-4 b セクハラを受けた時の立場 (教職員) - 性別、現在の身分別



4-5 セクハラ加害者の相手の性別と人数 (Q13)

・女性は約9割が男性から。男性は女性からだけではなく男性からも被害を受けている。
 ・女性院生や女性非常勤職員では「男性(1人)」によるものが多い。

女性は、学生・院生、教職員とも、男性(1人)を挙げたものが6割弱、男性複数3割を合わせると約9割が男性によって行われた。男性の学生・院生は女性(1人)を挙げたものが35.0%で、それに男女両方27.5%、男性(1人)20.0%、男性複数17.5%が続く。男性教職員は、男性(1人)を挙げたものが35.6%で、それに男女両方17.8%、男性複数、女性(1人)各15.6%と続き、男性は異性だけではなく同性からもセクハラにあう傾向にある。

女性の学部学生は、院生に比べて男性(複数)を挙げたものが多く、男性(1人)は院生の方が多い。男性(1人)を挙げたものは、女性の教官や職員に比べて女性非常勤職員で多い。

こうした傾向は、第1回調査の結果と同様である。

図4-5 a セクハラ加害者の相手の性別と人数(学生・院生) - 性別

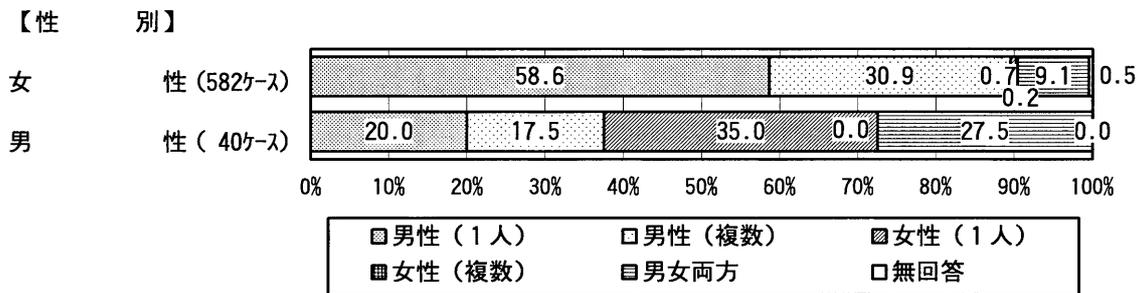
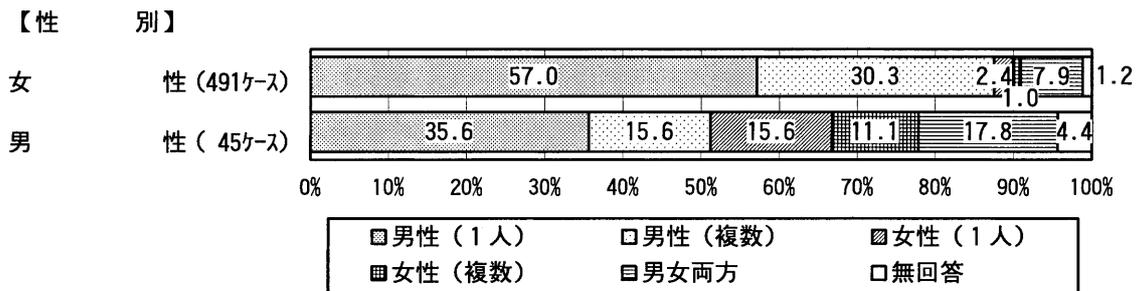


図4-5 b セクハラ加害者の相手の性別と人数(教職員) - 性別



4-6 セクハラ加害者の立場（複数回答）（Q14）

・学部学生は、同級生や上級生から。院生は、教官から。
 ・教官は「役付きや年長の教官」「同僚」から、教官以外は「上司職員」「同僚職員」「教官」から。

学生・院生全体では「同級生」（39.9%）、「上級生や先輩」（39.1%）から受けたセクハラが多く、「ゼミ等の指導教官」（9.5%）、「指導教官以外で同じ研究室・講座の教官」（7.3%）などを合わせた教官からのセクハラは21.6%であった。学部学生だけでは「同級生」52.0%、「上級生や先輩」42.2%となり、学生の受けるセクハラの多くは学生によって行われているといえる。院生だけを見ると、教官（指導教官・同じ研究室の教官・その他の教官）からのセクハラは46%に増加する。

教職員のうち、セクハラにあった当時の立場が教官（教授・助教授・講師・助手・教務職員）の場合、「役付き若しくは年長の教官、教諭」（60.8%）が最も多く、ついで「同僚である教官、教諭」（30.1%）、「職員」（12.4%）と続く。当時の立場が教官以外の場合は、「上司である職員」（50.5%）が最も多く、「同僚である職員」（22.5%）、「教官」（22.2%）が続いている。

ここに示された傾向は、第1回調査の結果と同様である。

図4-6 a セクハラ加害者の立場（学生・院生）－当時の立場別

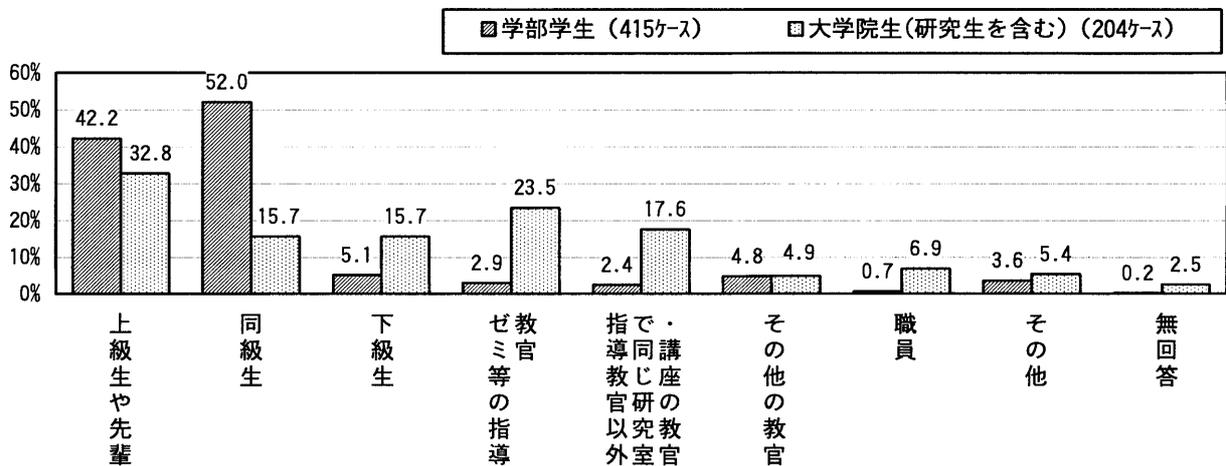
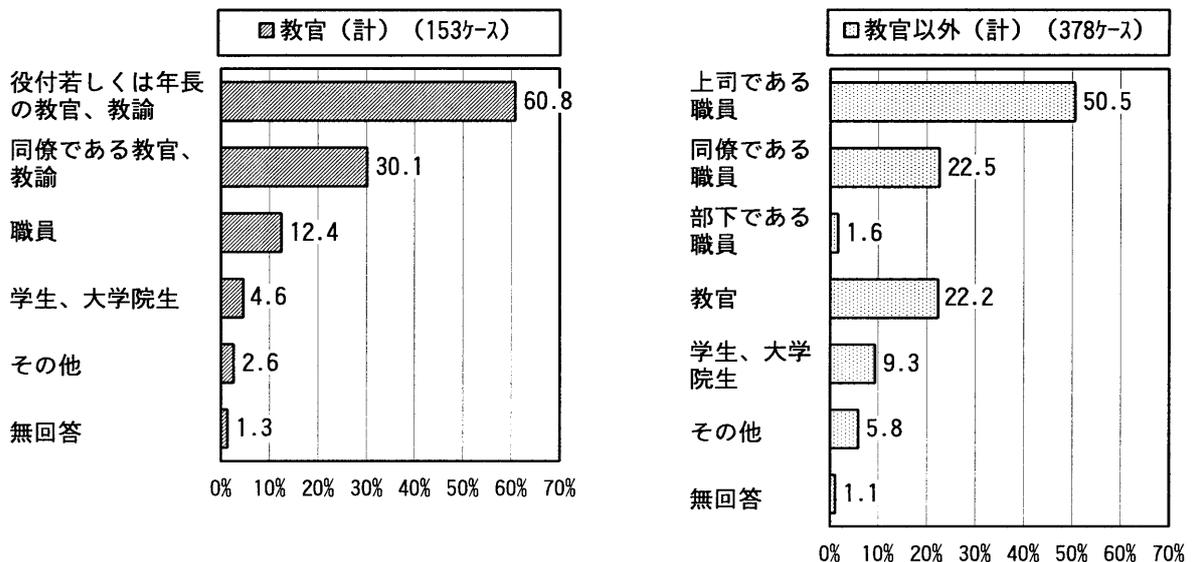


図4-6 b セクハラ加害者の立場（教職員）－当時の立場別



4-7 セクハラへの対応 (Q15)

- ・学生・院生では38%、教職員では41%が、セクハラを「無視した・避けた・逃げた」。「イヤだとはっきり意思表示・抗議」は学生・院生、教職員とも17%。
- ・教官から学生・院生、上司職員から職員のケースで「我慢した、従った」が多い。

学生・院生、教職員とも「無視した、避けた、逃げた」の対応が4割前後で、「我慢した、従った」の回答は、教職員(23.7%)より学生・院生(29.6%)が多い。

学生・院生について当時の立場別にみると、大学院生(研究生を含む)より学部学生で「イヤだとはっきり意思表示・抗議した」が多い。相手の立場が先輩や下級生などの学生間のセクハラは「無視した、避けた、逃げた」という対応が最も多く、同級生からの場合は「イヤだとはっきり意思表示・抗議した」「それとなくイヤなことを伝えた」が比較的多い。一方、教官からのセクハラに対しては「我慢した、従った」が4~5割台を占めている。

教職員について当時の立場別にみると、教官の方が教官以外に比べて「無視した、避けた、逃げた」が多く、教官以外では「我慢した、従った」が多くなっている。

当時、教官であった人のうち、相手が役付きや年長の教官、教諭の場合に「無視した、避けた、逃げた」が45.2%と多い。教官以外の人のうち、相手が上司職員の場合は「我慢した、従った」が37.7%を占める。また、同僚職員からの場合は「無視した、避けた、逃げた」が、教官からの場合は「それとなくイヤなことを伝えた」が多い。

学生・院生について、受けたセクハラ的行為類型別にみると、「交際の強要で」に対しては「イヤだとはっきり意思表示・抗議した」(37.3%)が、「性別役割の強要で」には「我慢した、したがった」(65.6%)、「不特定多数に対して」には「無視した、避けた、逃げた」(61.8%)が、それぞれ多い。

教職員について、受けたセクハラ的行為類型別にみると、「言葉で」「不快な性的行為で」「不特定多数に対して」には「無視した、避けた、逃げた」(各52.9%、54.1%、55.6%)がそれぞれ5割を超えている。「性的な暴力行為(強引に抱きつかれたり、……)」には「イヤだとはっきり意思表示・抗議した」(41.7%)が多い。一方、「性別役割の強要で」には「我慢した、従った」(55.6%)が多い。

この設問に対する結果も、第1回調査の結果と同様である。

図4-7a セクハラへの対応（学生・院生）－当時の自分の立場別、相手の立場別

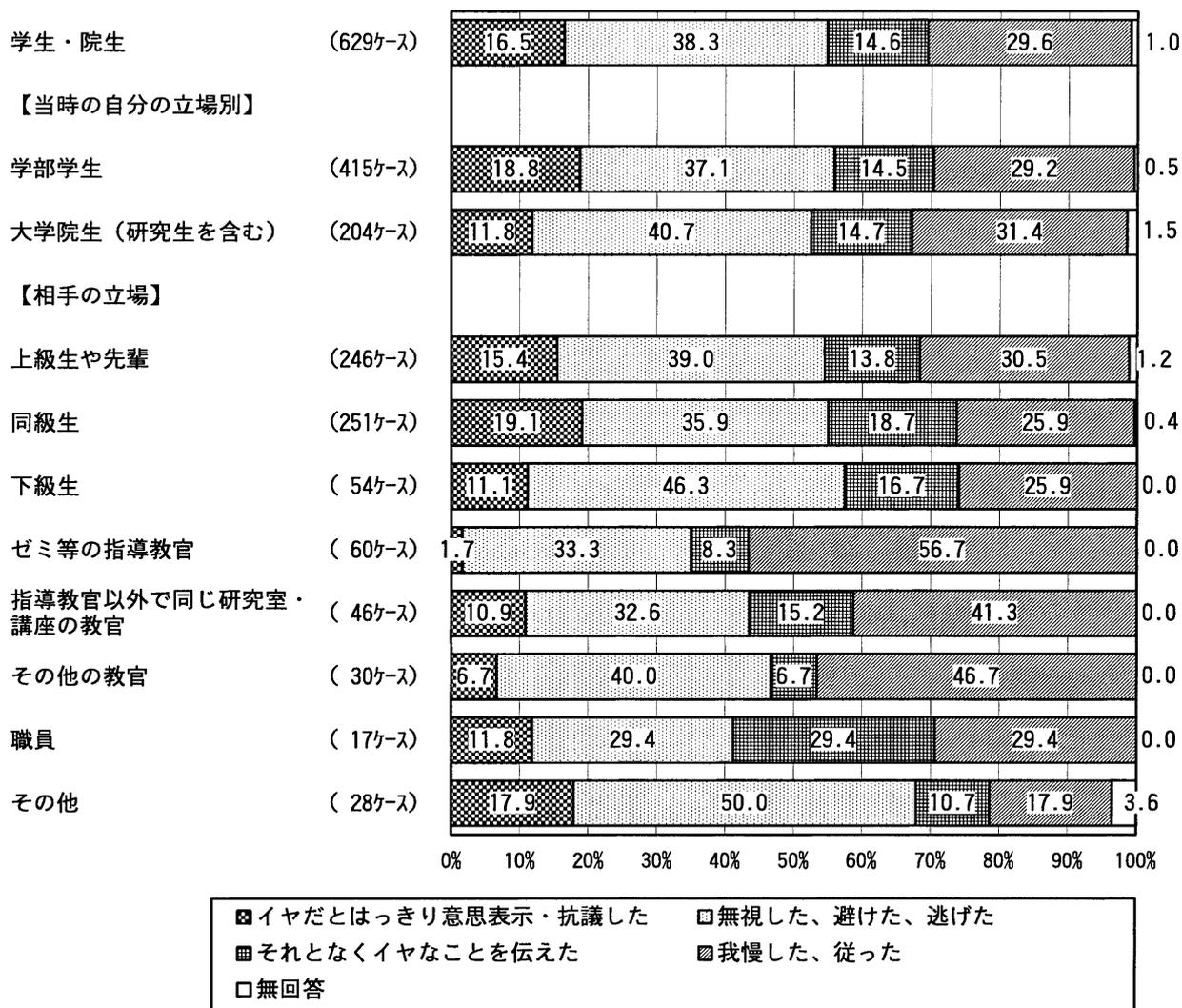
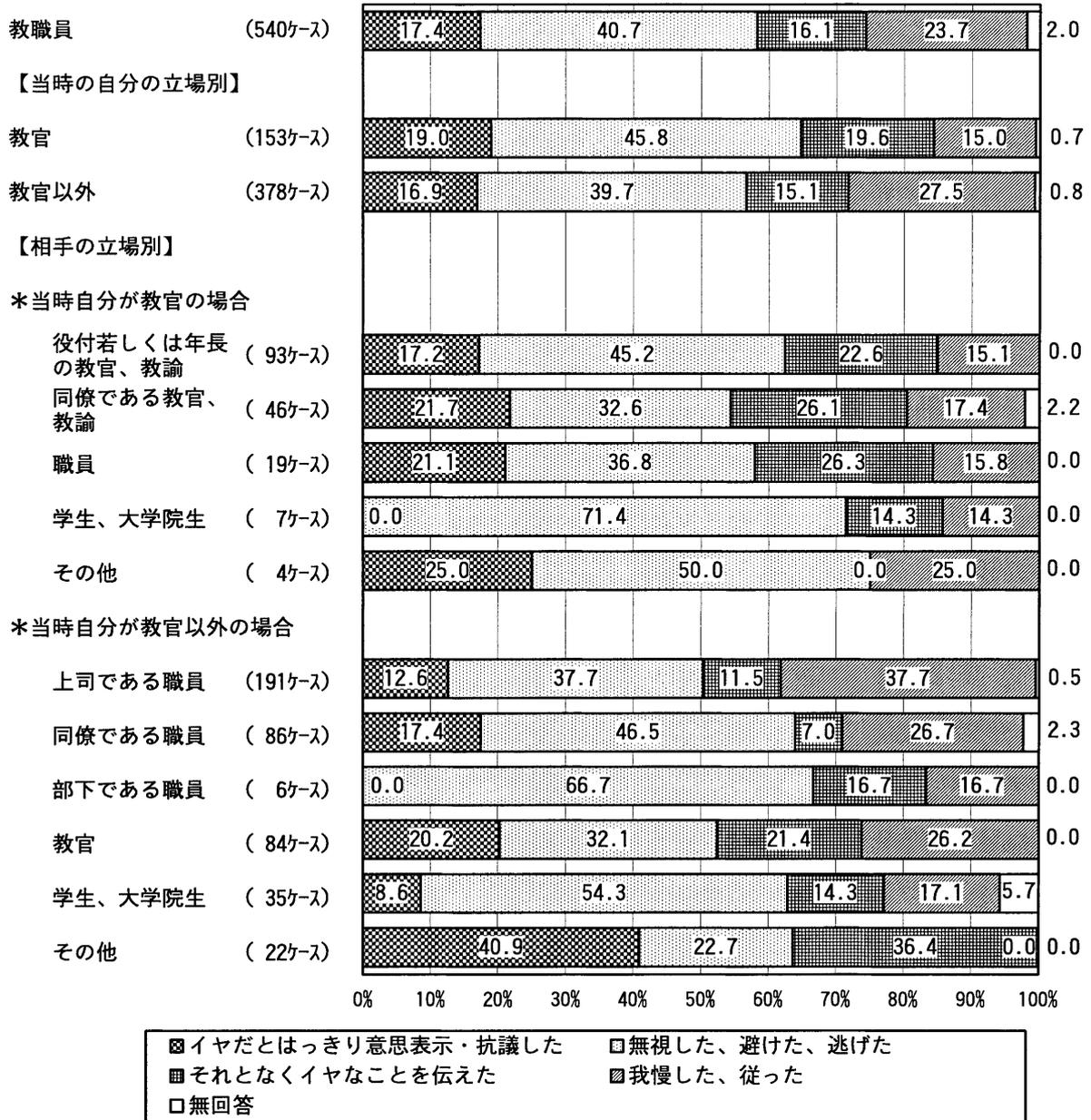


図4-7b セクハラへの対応（教職員）－当時の自分の立場別、相手の立場別



4-8 相談した相手（複数回答）（Q16）

・「誰にも相談しなかった」ケースは、学生・院生で約4割、教職員で約5割。
 ・「交際の強要」など深刻なケースでは、9割近くが誰かに相談はしている。

学生・院生では、相談相手としては友人が43.1%と最も多く、同級生（17.6%）、家族（14.1%）、上級生や先輩（12.2%）がそれに続く。「誰にも相談しなかった」という回答も42.6%と多かった。

教職員では友人（25.6%）、同性の同僚（23.5%）、家族（18.7%）の順で、「誰にも相談しなかった」という回答は47.8%で最も多く、学生・院生を上回る。

経験の内容別に見ると、「言葉で」「性別役割の強要で」「不特定多数に対して」については相談しなかった割合が高い。「交際の強要で」は学生・院生、教職員とも9割近くが誰かに相談しており、教職員では「職場でまたは教育研究の場で」も7割近くが誰かに相談している。こうした傾向は、第1回調査と同様である。

東大ハラスメント相談所に相談したケースは学生・院生で7ケース、教職員の場合は11ケースあり、相談に行くべき場所として定着しつつあるが、まだまだ少ない状況にあるといえるだろう。

図4-8 a 相談した相手（学生・院生）

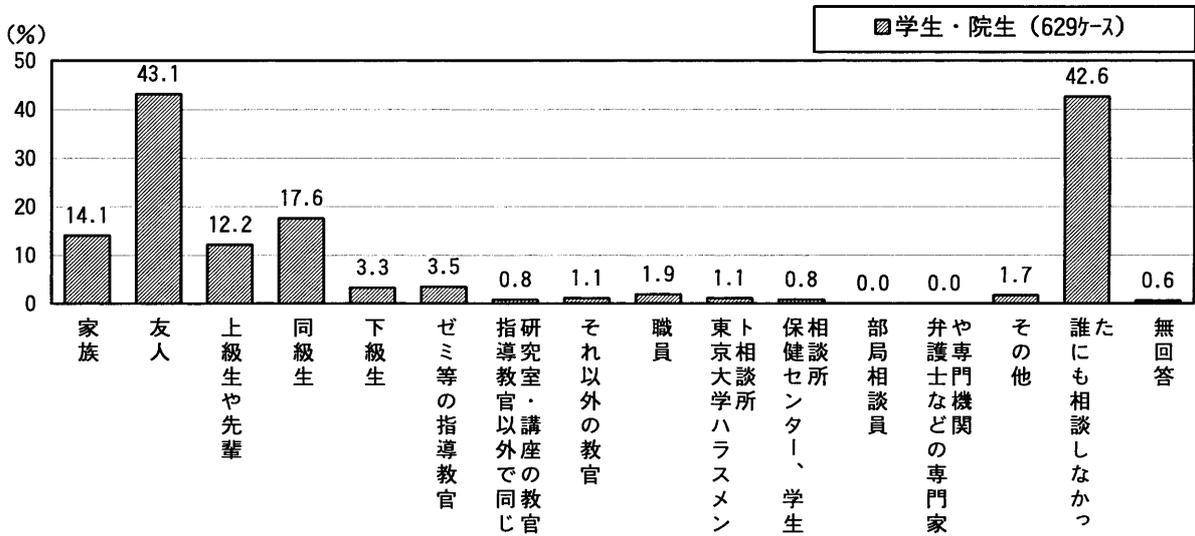
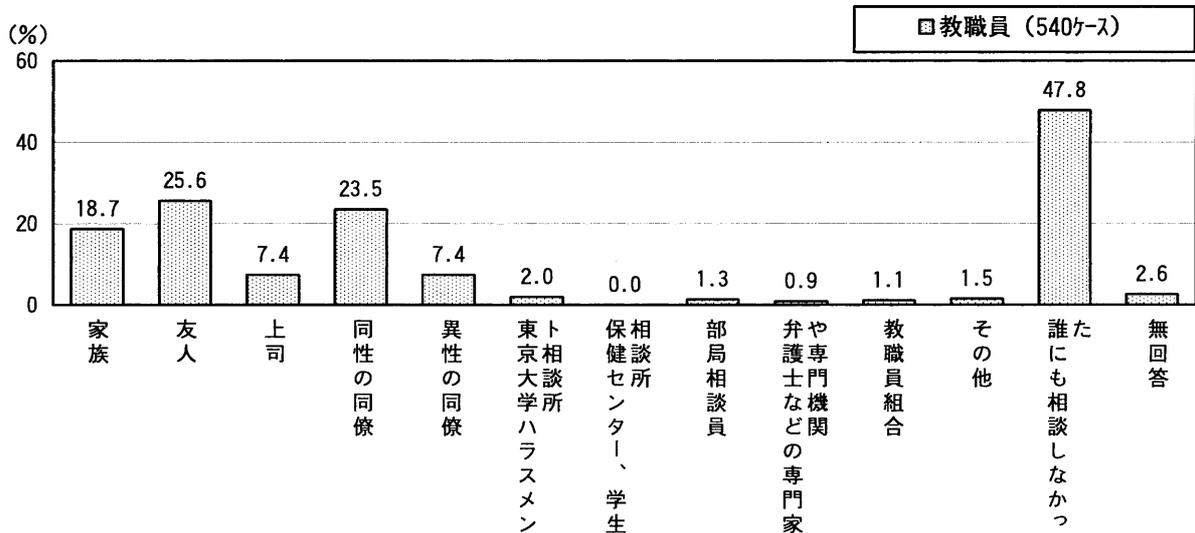


図4-8 b 相談した相手（教職員）



4-9 誰にも相談しなかった理由（2つまで回答）（Q16-1）

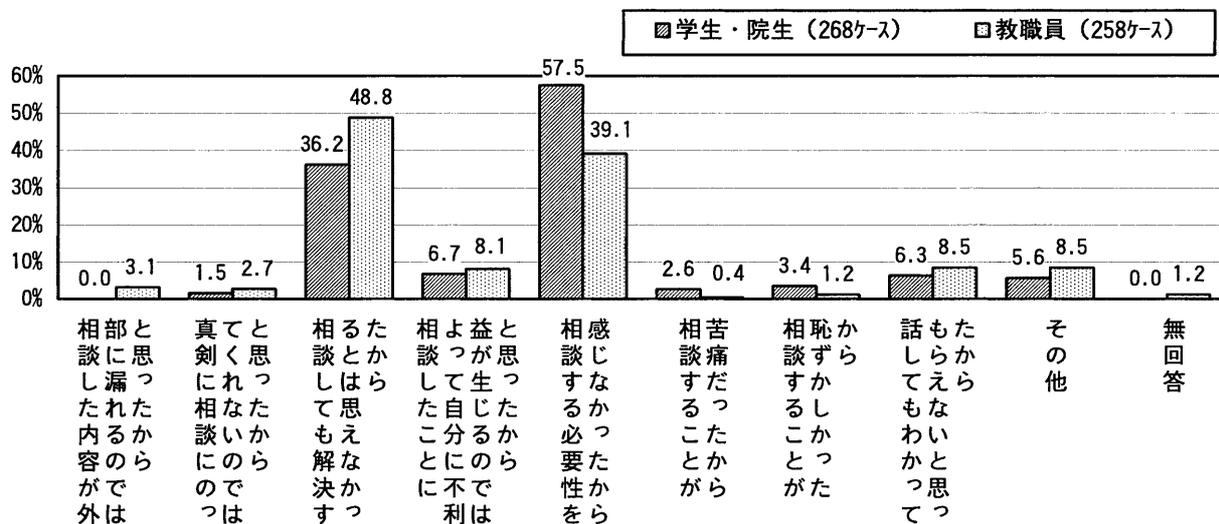
・「相談しなかった」理由は「必要がない」「解決するとは思えない」が最多。

セクハラ被害にあいながら「誰にも相談しなかった」ケースは、学生・院生で268ケース、教職員で258ケースあった。相談しなかった理由としては、学生・院生では「相談する必要性を感じなかったから」（57.5%）、「相談しても解決するとは思えなかったから」（36.2%）の順に多い。教職員でもこの2つは多いが、「相談しても解決するとは思えなかったから」（48.8%）の方が「相談する必要性を感じなかったから」（39.1%）より多い。教職員では、「相談してもわかってもらえないと思ったから」「相談したことで自分に不利益が生じるのではと思ったから」なども、学生・院生を上回る。

学生・院生の男性や、女性・学部学生では「相談する必要性を感じなかったから」が7割近くを占めるが、女性・院生では「相談しても解決するとは思えなかったから」が最も多い。

教職員も男性では「相談する必要性を感じなかったから」が多いが、女性では「相談しても解決するとは思えなかったから」の方が多い。このような傾向も、第1回調査と同様である。

図4-9 相談しなかった、あるいは迷った理由



4-10 セクハラ経験の影響（複数回答）（Q17）

・学生・院生、教職員とも「腹立たしく悔しかった」が最多、「異性や同性に対して不信感」も多い。

・院生では、大学に行きたくなくなったり、学問への自信を喪失したりする比率が高い。

学生・院生、教職員とも「腹立たしく悔しかった」が3割強と最も多い。学生・院生では「異性や同性に対して不信感・嫌悪感・恐怖感を持つようになった」（18.6%）、「精神的に落ち込んだり、不安定になった」（15.9%）が多い。「何も変化はなかった」（30.5%）は教職員に比べて多い。

教職員では「腹立たしく悔しかった」に続き、「職場に行きたくなくなった」（18.3%）、「セクハラを容認する周囲に対して怒りを感じた」（17.4%）が続くほか、「転勤や退職をしたくなった」（15.9%）、「仕事の能率が落ちた」（13.0%）も1割以上みられる。「何も変化はなかった」は23.7%となっている。

院生では「大学に行きたくなくなった」「勉強を続けていく自信がなくなった」「腹立たしく悔しかった」「精神的に落ち込んだり、不安定になった」などを、学部学生より多くあげている。

教官では「研究や仕事を続けていく自信がなくなった」「周囲に怒りを感じた」「腹立たしく悔しかった」などが、非常勤職員では「職場に行きたくなくなった」「不快だといえなかった自分が情けなかった」「精神的に落ち込んだり不安定になった」などが、それぞれ多くみられる。

こうした結果も、第1回調査と同様である。

図4-10a セクハラ経験の影響（学生・院生）

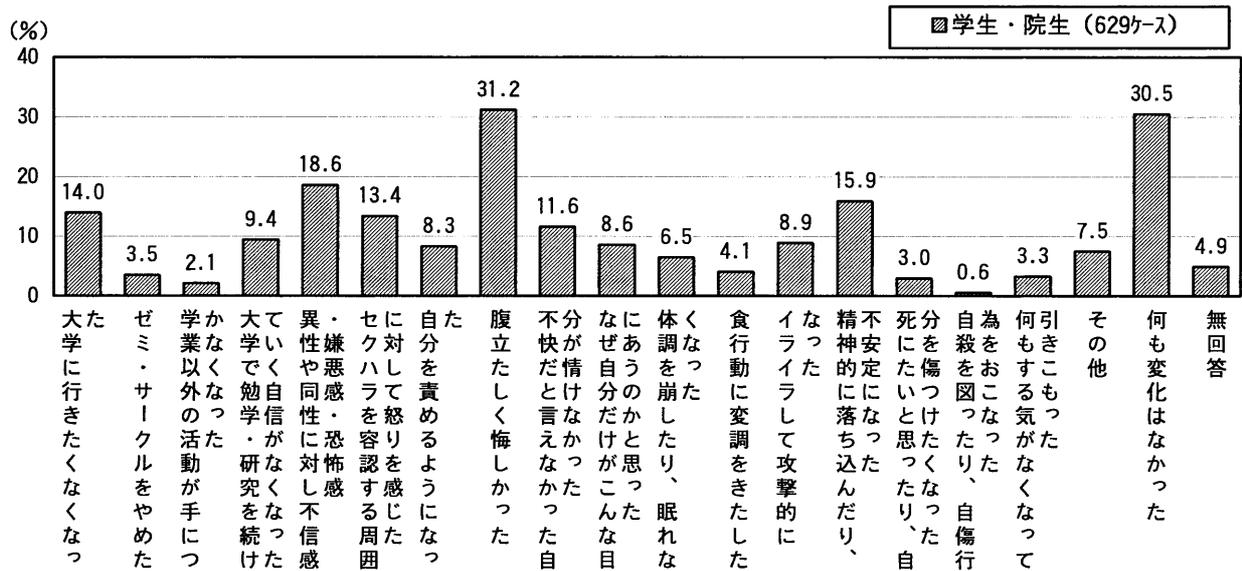
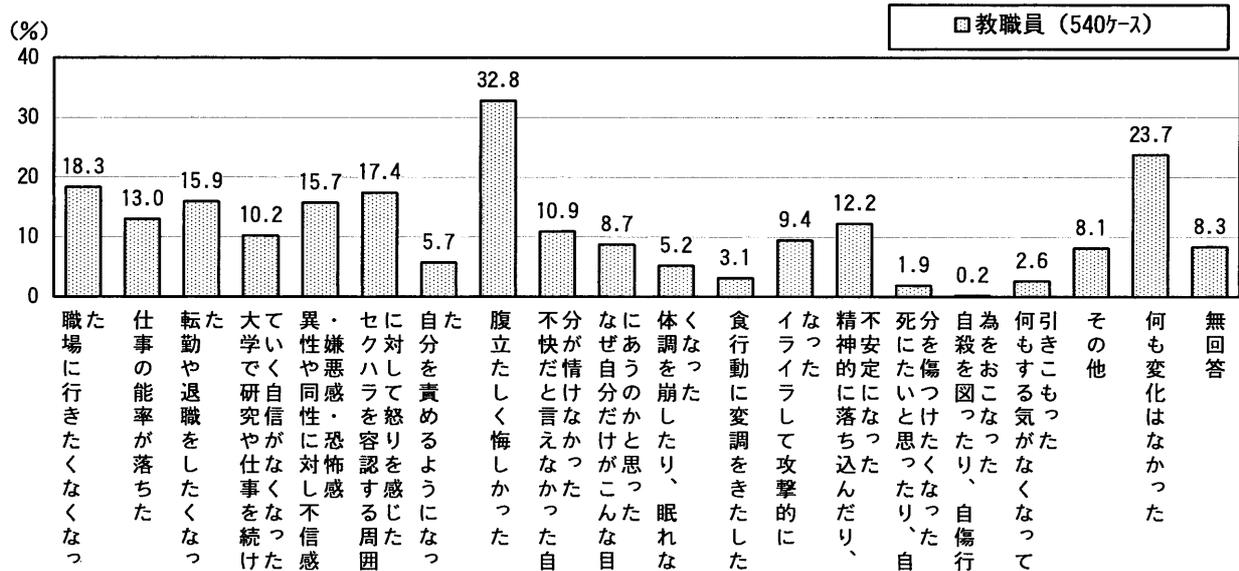


図4-10b セクハラ経験の影響（教職員）



V 相談と必要な取り組み

5-1 セクハラ被害を受けた場合に相談するかどうか (Q18)

・相談するとすれば「東京大学ハラスメント相談所」と答えたものが一番多かった。女性は、学部学生・院生、教職員とも「迷うと思う」と回答したものが最多。
 ・セクハラ被害経験者は「相談しない」「迷うと思う」と回答する比率が高くなる。

学生・院生の男性は「相談しない」が33.2%と最も多く、女性は「迷う」が36.6%で最も多かった。教職員の男性は「東京大学ハラスメント相談所に相談すると思う」が27.9%で最も多く、「相談しない」の27.1%を僅差で上回った。女性は「迷うと思う」(32.7%)が最も多く、ついで「東京大学ハラスメント相談所に相談すると思う」が26.3%になった。第1回調査では、学生・院生、教職員ともに男性は「相談しない」(29.5%)、女性は「迷う」(35.4%)が一番多かったとの結果がでているので、男性の教職員の意識がやや変化しているのがわかる。学生・院生で「部局相談員に相談する」と答えた人は教職員より少なく、部局相談員の存在が学生に知られていない可能性が示唆された。この傾向は第1回調査からも指摘されていたとおりである。

集計結果から判断すると、学生・院生、教職員とも、自分自身がセクハラにあったことのある人の方が、ない人より「相談しないと思う」「迷うと思う」が多くなっていることがわかった。

図5-1 a セクハラ被害を受けた場合に相談するかどうか (学生・院生) - 性別

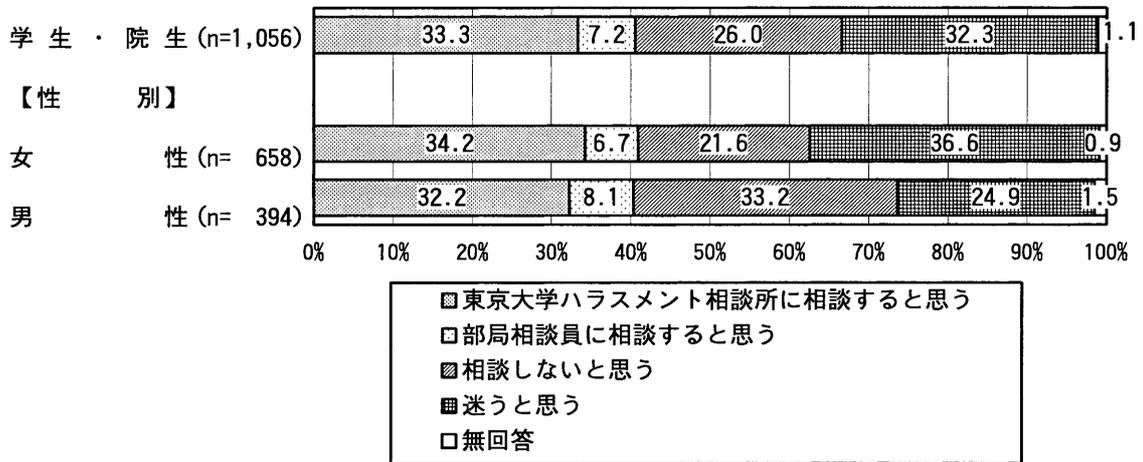
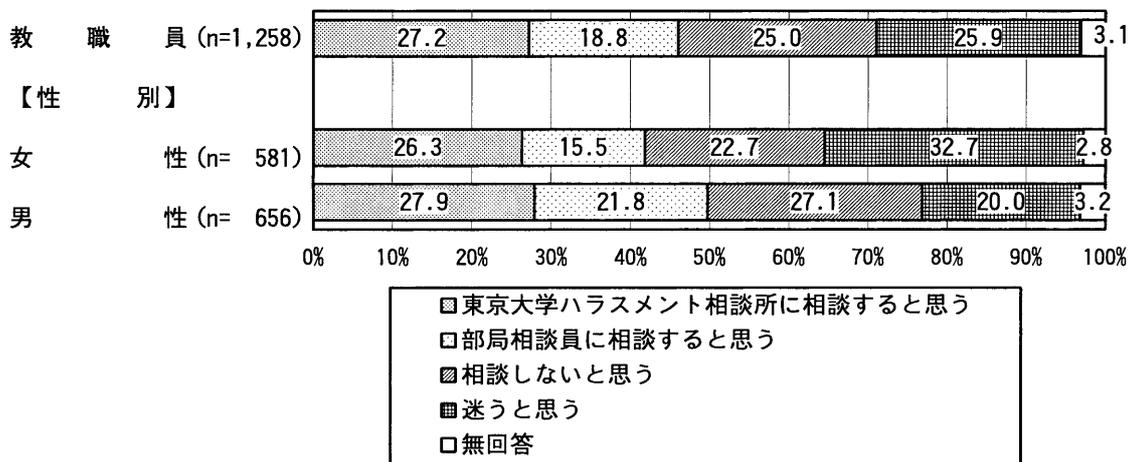


図5-1 b セクハラ被害を受けた場合に相談するかどうか (教職員) - 性別



5-2 相談しない、あるいは迷う理由（2つまで回答）（Q18-1）

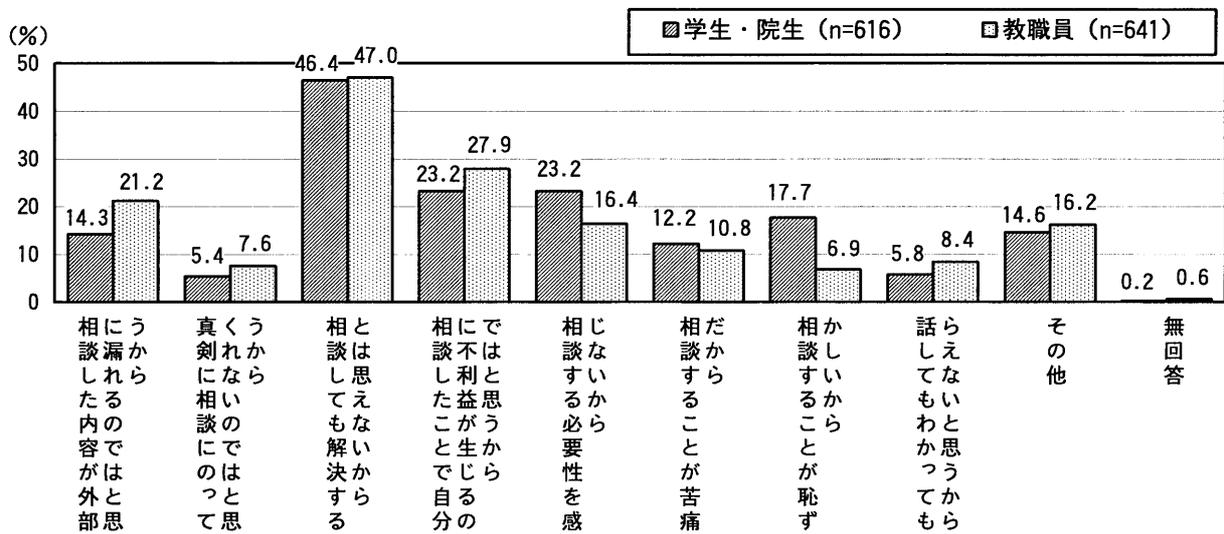
・学生・院生、教職員ともに「相談しても解決するとは思えないから」が最多。
 ・女性は、学生・院生、教職員ともに、相談することによる不利益を恐れている。

学生・院生、教職員ともに、「相談しても解決するとは思えないから」と答えた人が最も多かった。2番目の理由には男女差があり、女性では学生・院生、教職員ともに、「相談したことで自分に不利益が生じるのではないかと思うから」が第2であるのに対して、男性では学生・院生、教職員とも、「相談する必要性を感じないから」が第2であった。

学生・院生ではセクハラにあったことのない人の方が「相談することが恥ずかしい」を多くあげている。教職員ではセクハラにあったことのない人よりある人が「相談しても解決するとは思えない」「自分に不利益が生じるのではないか」を多くあげていた。

こうした傾向は、第1回調査と同様である。

図5-2 相談しない、あるいは迷う理由



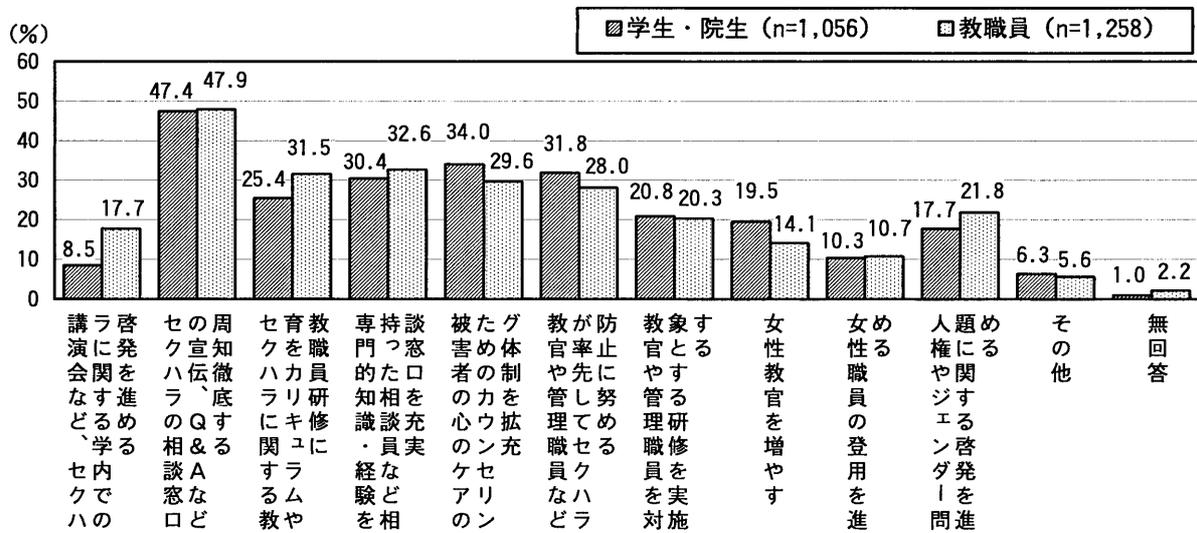
5-3 セクハラ防止のために大学が取り組むべきこと（3つまで回答）（Q19）

- ・「相談窓口を宣伝したり、Q&Aなどを作成したり、周知徹底」と回答した人が最多。
- ・女性は、学生・院生、教職員とも、「女性教官を増員」、「女性職員の登用」を選択した比率が、男性より高い。

もっとも多かったのが、「セクハラ相談窓口を宣伝したり、Q&Aなどを作成し、周知徹底する」であり、学生・院生 46.4%、教職員 47.0%が選択した。学生・院生では「被害者の心のケアのためのカウンセリング体制を拡充」「教官や管理職員などが率先してセクハラ防止に努める」が続き、「女性教官を増やす」も教職員より多い。教職員では「専門的知識・経験を持った相談員など相談窓口を充実」「セクハラに関する教育をカリキュラムや教職員研修に組み込む」が続き、「人権やジェンダー問題に関する啓発を進める」「講演会など、セクハラに関する学内での啓発を進める」などが学生・院生より多くなっている。

男女とも「相談窓口の宣伝」を答えた人が最も多かったが、学生・院生、教職員ともに、これを選択した人の比率は男性の方が高かった。学生・院生、教職員とも、女性では、「女性教官を増員」「女性職員の登用を促進」「カリキュラム内・研修でセクハラ教育」と答えた人が、男性よりも多くみられた。こうした傾向は、第1回調査と同様である。

図5-3 セクハラ防止のために大学が取り組むべきこと



5-4 ハラスメント相談所について知っていること（複数回答）（Q20）

- ・学生・院生の4割強、教職員の3割に、いまだその実態が十分知られていない。
- ・「教職員も利用できる」ことは、教職員の5割強で認知されている。

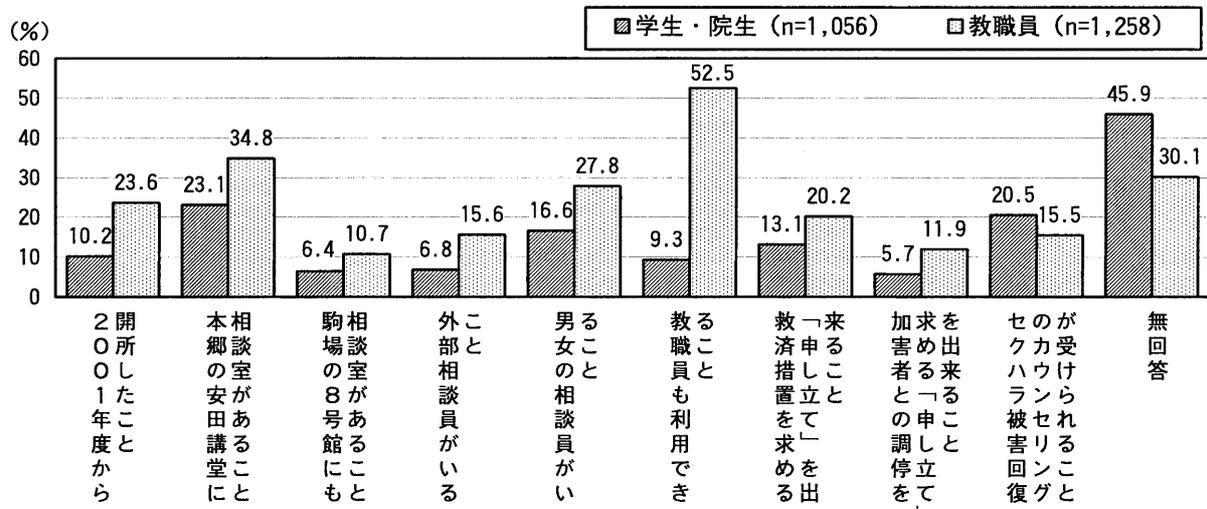
一つも知らない場合は無回答となるが、学生・院生で 45.9%、教職員で 30.1%がそれに該当していた。学生・院生に相談所の存在を知らせる活動は依然として必要であろう。とくに、男性の学生・院生の 52.0%が無回答であることの意味は大きいといえよう。

「セクハラ被害回復のカウンセリングが受けられること」を除く全ての項目で、学生・院生より教職員の認知が高く、「教職員も利用できること」は教職員で 52.5%に及ぶ。

女性学部学生では男性や大学院生より「本郷の安田講堂に相談室があること」「男女の相談員がいること」「セクハラ被害回復のカウンセリングが受けられること」などの認知が高い。

女性教官と男性職員で認知の高いものが多く、男女とも非常勤講師や非常勤職員では認知が低い。

図5-4 ハラスメント相談所について知っていること



VI その他

6-1 アカデミック・ハラスメントの経験 (Q21) (学部学生を除いて質問)

- ・院生、教職員ともに、女性が受けたハラスメントは「女性は結婚したら気楽」が最多。
- ・院生、教職員ともに、男性が受けたハラスメントは「男だからしっかり研究しろ」が最多。

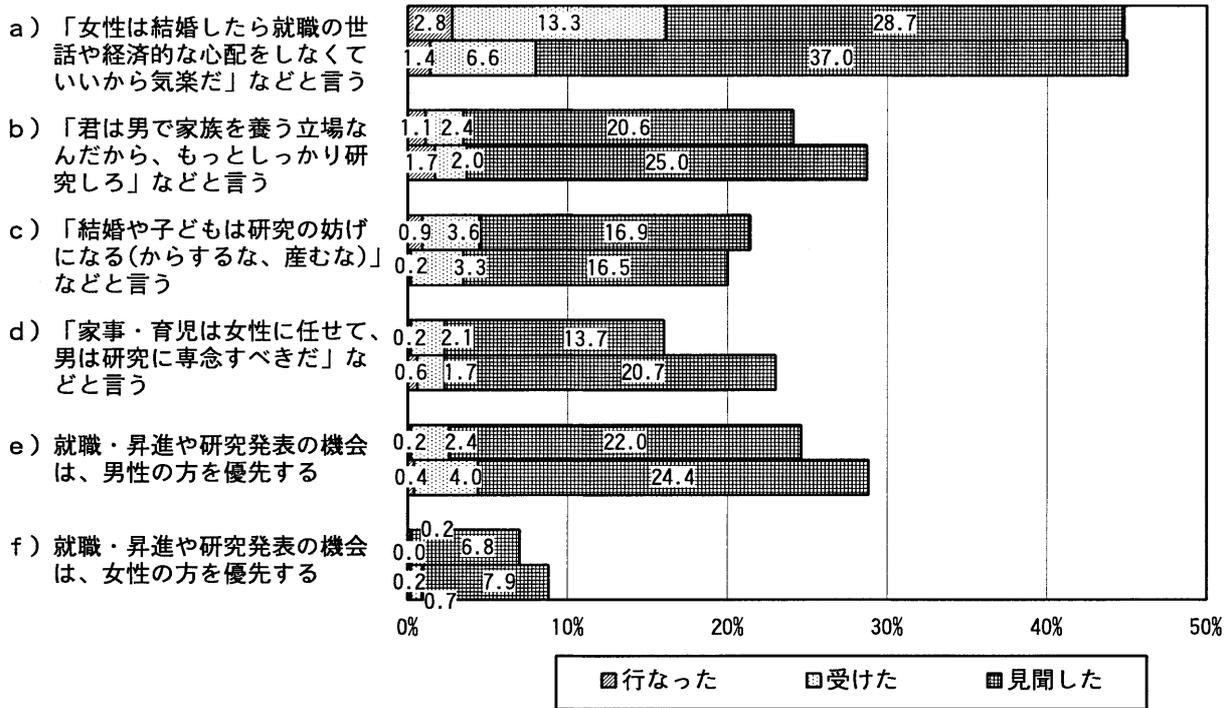
この質問の該当者は、院生・研究生 533 人と教職員 1,258 人である。「受けた」と回答した人が最も多かったアカデミック・ハラスメント行為は、『「女性は結婚したら就職の世話や経済的な心配をしなくていいから気楽だ』などと言う』で、院生では 71 人、教職員では 83 人であった。「結婚や子供は研究の妨げになる」は、院生 19 人、教職員 41 人、「就職・昇進や研究発表の機会を男性の方を優先する」は、院生 13 人、教職員 50 人みられた。

男性がアカデミック・ハラスメント被害にあう例としては「君は男で家族を養う立場なんだから、もっとしっかり研究しろ」と言われる場合で、院生 13 人のうち 11 人、教職員 25 人のうち 20 人が男性である。

女性が「受けた」と回答した人が多かったアカデミック・ハラスメントは、『「女性は結婚したら就職の世話や経済的な心配をしなくていいから気楽だ』などと言う』事例で、教職員で 82 人、院生で 70 人みられた。こうした傾向も、第 1 回調査の結果と同様である。

図6-1 ジェンダーに関わるアカデミック・ハラスメントの経験

上段：大学院生 (n= 533)
下段：教職員 (n=1,258)



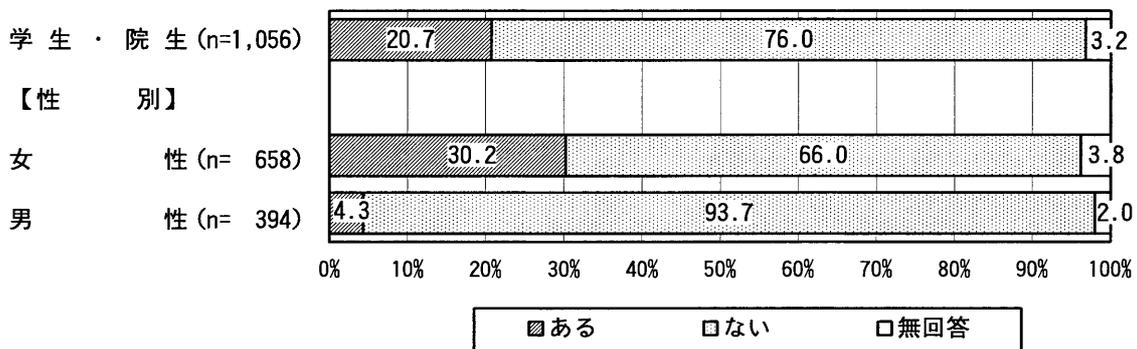
6-2 東京大学以外でのセクハラ経験 (Q23)

- ・「ある」は女性30%、男性4%。学部学生より院生で高い。
- ・第1回調査に比べ、女性・学部学生で、セクハラを経験した比率は減少した。

学生・院生に限定して、東京大学以外でのセクハラを受けた経験を聞いたところ、「ある」は20.7%、「ない」は76.0%となった。「ある」は、女性・学部学生(24.4%)に比べて女性・院生(35.9%)の方が高く、男性・学部学生(3.0%)や男性・院生(5.8%)とは大きな開きがある。

第1回調査(「ある」は24.0%)に比べるとわずかに経験率は下がっており、特に女性の学部学生で35.5%→24.4%と大きく減少した。

図6-2 大学の外でのセクハラ経験 (学生・院生)



6-3 自由記述について

回答欄のスペースを使い切って、まさに時間と労力をかけて丁寧に回答しているものが多かった。非常に貴重な意見が多く、ハラスメント防止委員会やハラスメント相談所の今後の活動に是非とも役立てていきたいと考えている。

自由記述欄の回答者に不利益が及ばないことを一番の留意点としながらも、時間と労力をかけて書いてくださった回答者の信頼にこたえるためにも、意見を広く学内に周知させる意味から、差し支えない範囲で自由記述欄に示された意見の全体像を、以下に紹介する。

聴取に応じると回答して連絡先を明かされた方や、具体的な被害の状況を詳細に述べて「助けて欲しい」などと記された緊急性の高いケースについては、ハラスメント相談所から早急に連絡をとるなどして、すでに対応をとりつつある。

(1) 学生・院生の自由回答

1. Q22 (大学院生・研究生のみ) について

該当者 533 名のうち、回答を記入したもの 79 名、うち、女性 62 名、男性 17 名。

女性の回答に多くみられた意見

- ・ 教官や研究室の同輩・上級生などから、結婚、出産・子育てに伴う休学・休暇取得、配偶者の経済的余裕の度合い、などに対して、口頭での揶揄・嫉妬・からかいの対象とされる。
- ・ 教官との関係では、研究者としての将来の展望、就職についての相談をしている際になされるアカデミック・ハラスメントが多く、①具体的には、研究室を選択する際の配属説明会で、女性は就職の世話が大変だから一人しかとらないと公然と説明される、②あるいは、セクハラを拒絶したら報復的に研究上のアカデミック・ハラスメントを受けている、などの深刻なケース。

男性の回答に多くみられた意見

- ・ 研究室の助手などが、研究室予算をたてに専断的な態度をとる。
- ・ 男だという安心感からか、女性や男性から、年齢についてあまりにも気軽に問題とされる。
- ・ 留学生を優遇するため、日本人大大学院生・研究生へ負担がしわよせされている。

男女ともに多くみられた意見

- ・ 他大学から東大大学院に進学してきた大学院生・研究生に対して差別的扱いがある。

2. Q24 について

該当者 1056 名中、回答を記入したもの 211 名、うち、女性 187 名、男性 22 名、その他 2 名。

自由回答の記入の多かった集団は、女性の院生・研究生、女性の学生、男性の院生・研究生、男性の学生、の順。

女性の回答に多くみられた意見

- ・ 交際を執拗にせまられたり、あるいはセクハラをされたりして、それを拒絶すると、サークルやクラスなど、メンバーが限られた集団の中で、悪意のある噂を一方的に流される。
- ・ アルバイト採用や就職の面接の際に、東大の女性であることを理由に揶揄・からかいの対象とされたり、性体験の有無などを聞かれたりする。
- ・ 女の社会進出は本当のところ歓迎しない、などと同級生が平然と述べたり、女の幸せは結婚である、などと教官も平然と述べたりする。
- ・ 課外活動中のセクハラも大きな問題である。たとえば、新入生に配布されるサークル案内などで公然と、サークルの女子は某女子大の学生で可愛い子ばかりです、などといった文句を載せてある。

男性の回答に多くみられた意見

- ・ 男だからという理由で、酒を強要される。

- ・ 就職活動の面接などで、性体験の有無を聞かれる。

3. Q25 について

該当者 1056 名、回答を記入したもの 249 名、うち、女性 160 名、男性 87 名、その他 2 名。

自由回答の記入の多かった集団は、女性の院生・研究生、男性の学生、男性の院生、女性の学生、の順。

大学におけるセクハラやアカデミック・ハラスメントについての意見

- ・ 相談所の宣伝パンフレットなどに記載されている相談例が、あまりにも単純化されて書かれているため、ハラスメントへの理解がかえって妨げられているように思われる、設立直後で鼻息も荒く、いきり立っている、というイメージをもたせてはマイナス、相談所の広報姿勢をより柔軟なものにして欲しい。
- ・ 「ジェンダーと法」「ジェンダー論」というような、セクハラを正面から取り上げる講義を、教養学部の必修科目としておいて欲しい。
- ・ セクハラを行っているのは一定の世代であるように思われる（たとえば 50 歳以上）ので、特にそのように人たちに重点的に研修を行うべきだ。
- ・ 部局相談員をどのように選んでいるのか、その信頼性について不安がある。

本調査についての意見

- ・ この調査は、セクハラを男⇒女というベクトルで考えすぎている。たとえば、ゲイは男からも女からも差別を受けるので、ゲイネス（すべてのセクシャリティ）も射程に入れた調査・啓発を希望する。
- ・ Q7 の問題設定 回答に「イヤだと感じない」を入れるべきである、Q5 の設問 s) などには必要なのではないか。
- ・ 抽出調査ではなく、全員に調査すべきである。
- ・ 加害者に対して厳罰で臨めばよく、紙の上のセクハラ対策は駄目、金と紙と労力の無駄である。
- ・ 学内広報だけでなく、ネット上に結果を公表して欲しい。
- ・ F5 などで男子校出身者を聞いているのは恣意的な解釈を生むのではないかと心配である。

(2) 教職員の自由回答

1. Q22 について

該当者 1258 名、自由回答を記入したもの 110 名、うち女性 68 名、男性 39 名、その他 3 名。

自由回答の記入の多かった集団は、女性・非常勤講師、女性・教官、男性・非常勤職員、女性・非常勤職員、女性・職員、男性・教官、男性・非常勤講師、男性職員、の順。

アカデミック・ハラスメントで多くみられたパターン

- ・ 上位の男性教官から下位の男性教官へのアカデミック・ハラスメントで目立つのは、研究上の方針の違いなどをきっかけとして関係がこじれた場合、①実験機材を使用しにくくする、②下位の教官の指導する大学院生の論文審査・留学などの手続きに不当な干渉を加えたり、不利な扱いをする、③下位の教官の研究室に進学者を配当しない、などのパターン。
- ・ 男性教職員から女性教職員へのアカデミック・ハラスメントで目立つのは、①採用面接の際に、子供ができたなら辞めますかなどと聞いたり、②妊娠・出産・育児の各過程において辞職を要請・強要したりするパターン。
- ・ 上位の男性教職員から下位の男性教職員へのアカデミック・ハラスメントで目立つのは、①他大学の常勤職への就職を妨害する、②学歴・能力について年齢とからめて誹謗中傷する、ばかにする、などのパターン。
- ・ 上位の女性教職員から下位の女性教職員へのアカデミック・ハラスメントで目立つのは、妊

娠・出産・育児への無理解な発言、期待にそわないとき冷淡な態度をとる、などのパターン。

その他の意見

- ・ セクハラ、アカデミック・ハラスメントの加害者側とみられる人物が、部局相談員になっている。これではハラスメント防止活動は機能するはずがない。
- ・ セクハラという用語はまだしも、アカデミック・ハラスメントをアカハラと略したりすることは不快であり不必要である。

2. Q23について

自由回答を記入したものの145名、うち女性107名、男性36名、その他2名。

自由回答の記入の多かった集団は、女性・非常勤職員、女性・教官、女性・職員、女性・非常勤講師、男性・非常勤職員、男性・教官、男性・非常勤講師、男性・職員、の順。

「言い尽くせなかった被害の経験」についての自由回答で多くみられたパターン

- ・ 上位の職員（男女とも）が下位の職員（男女とも、非常勤を含む）に対して行うセクハラ・アカデミック・ハラスメントの例であり、①職場の慣行などを理不尽に強要したり、②妊娠・出産・育児について干渉されたり、③名簿に記載された個人情報をもとに誘い電話をかけたり、個人的なメールを送ったり、④拒絶されると、執拗に事務上のミスを咎めたりして報復する。

その他

- ・ ここに書かれたことは、多分に労働組合組織などを通じた解決が従来図られてきた問題も含まれるが、セクハラ、アカデミック・ハラスメントとして問題解決を図ろうとして、部局内の単位組織ごとに、教官と事務方のトップに相談したりしたが、必ずしも、うまく解決されてきたとはいえず、被害者が泣き寝入りの状況もある。

3. Q24について

自由回答を記入したものの276名、うち女性161名、男性115名。

自由回答の記入の多かった集団は、順に、女性・非常勤職員、女性・教官、女性・職員、男性・教官、女性・非常勤講師、男性・職員、男性・非常勤講師、男性・非常勤職員。

大学におけるセクハラやアカデミック・ハラスメントについての意見

- ・ 今の部局相談員の顔ぶれは相談しやすいものではない。部局相談員の適格性の再検討が課題。人事職員や事務長などを相談員とするのは問題である。
- ・ アカデミック・ハラスメントについて及び腰ではなく、本格的に取り組んで欲しい。
- ・ セクハラ関連の業務が女性教官に割り振られる傾向があること自体問題である。
- ・ 閉じた空間でなされるセクハラ、アカデミック・ハラスメントへの対策としては、部局内の解決では公明性が保たれるはずがないので、外部機関から働きかけや大学本部としての対応が必要である。
- ・ 大学の運動や啓発は、学生と教官だけを対象にしているように感じる。職員に対する啓蒙も非常に重要なことのはずである。そうしたとき、相談所の開室時間などの再検討が必要。
- ・ ハラスメントが拡大解釈されていく傾向を感じる、そうなることで、かえって犯罪的な深刻な事例とそうでないものが混交して、真に重要な事例への軽視が生じてしまうのではないか。

本調査についての意見

- ・ 東京大学ハラスメント相談所の役割について初めて知ることができて有益であった。
- ・ このような調査を定期的に行っていることが一定の抑止力になる。
- ・ 結果については、広く周知徹底させて欲しい。
- ・ 学生・院生時代の経験を除く、という規定が設問の各所でついている意味がわからない。
- ・ アンケート小委員会の性格、あるいは、この調査の目的・コストパフォーマンスについて疑

間がある。

- ・ アメリカの調査におけるように、「答えたくない設問には答えなくても結構です」というような但し書きや、このアンケートに答えることが、同時に、インフォームド・コンセントをとったことになる、などの案内文が必要だと思われる。
- ・ 設問、選択肢の多くが、男＝加害者、女＝被害者という、異性間の働きかけばかりを想定して作成されているように見えるので、設問・選択肢を再検討する必要がある。男から男へ、女から男へ、女から女へのハラスメントも想定して欲しい。
- ・ Q5 などの設問で、「ことさらに」「わざと」「気軽に」「無理やり」などといった副詞がついているのは、ある一定の回答への誘導に見える。
- ・ セクシャル・ハラスメントに関するアンケートというよりは、男女共同参画推進のためのアンケート、といった命名の方が適切ではないか。
- ・ 結果の公表も、単に学内広報だけではなく、非常勤講師・職員の目にふれるような場所でも行って欲しい。ホームページ上での公開なども検討して欲しい。
- ・ 前回の調査で自由回答が学内広報に載せられなかったことには疑問を感じる。時間と労力をかけて答えた人に対して失礼である。
- ・ 自由回答欄に書いたことは、そのまま載せられてしまった場合、書いた内容から、書いた人間が特定をされて報復に合うので、絶対にそのまま記載したり、具体的な内容を書いたりしないで貰いたい。

セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査

- ◎ 記入したアンケートは、同封の返信用封筒に入れて厳封し、7月8日(火)までに投函して下さい。
- ◎ なお、このアンケート調査の配布・回収、集計作業は、統計調査・世論調査の専門機関である社団法人 中央調査社に委託しています。
返信は社団法人 中央調査社(東京都品川区西五反田7-1-1 TEL 03-5487-2314)へお願いいたします。

質問等問合わせ先

東京大学事務局総務部人事課
専門職員(職員相談担当) 藤井
TEL 03-5841-2037

● 記入にあたってのお願い

- ・ Q1から順にお答え下さい。一部の方だけにお答えいただく質問もありますので、その場合は、矢印や指示にしたがってお進み下さい。
- ・ 回答は、質問ごとに用意してある答えの中からあてはまるものの番号に○をつけて下さい。
- ・ 「その他」を選んだ場合は、その番号に○をつけたうえ、()内あるいは余白にその具体的な内容をご記入下さい。
- ・ 回答は(○は1つ)(○は2つまで)(○はいくつでも)など末尾で指定された範囲でお答え下さい。
- ・ 各ページにある⑬⑭、⑰…などの数字は電算処理のためのもので、お答えの内容とは関係ありません。

⑩=1

Q1 大学におけるセクシャル・ハラスメント(以下、セクハラと略す)の問題は重要だと思いますか。

(○は1つ)

1	2	3	4	5
非常に重要である	重要である	あまり重要でない	誇張されている	わからない

Q2 セクハラ問題について、あなたはどこで情報や知識を得ましたか。該当するものに○をつけて下さい。

(○はいくつでも)

1 専門的な雑誌や専門書などで	8 学内のポスターで
2 新聞や週刊誌、総合雑誌などで	9 学内広報で
3 テレビやラジオなどで	10 東京大学が発行したリーフレットで
4 高校や大学の授業で	11 東京大学のホームページで
5 講演会などの催しで	12 その他〔具体的に
6 友人との会話で	〕
7 家族との会話で	13 今までに聞いたことがない

⑭

⑮

Q 3 あなたは、東京大学がセクハラ防止に取り組んでいることを知っていましたか。(○は1つ)

1 よく知っていた	2 漠然と知っていた	3 知らなかった	⑬
		↳ Q 4 へ	

Q 3-1 (Q 3で1または2と答えた方にお聞きします。)それは、何で知りましたか。(○はいくつでも)

1 学内のポスターで	5 東京大学のホームページで	⑭
2 学内広報で	6 授業の場で	
3 東京大学が発行したリーフレットで	7 その他〔具体的に	
4 友人、知人から聞いて	〕	

Q 4 あなたは「東京大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための倫理と体制の綱領」を読んだことがありますか。(○は1つ)

1 よく読んだ	2 読んだことがある	3 読んだことはない	4 その存在を知らない	⑮
---------	------------	------------	-------------	---

【説明】

「東京大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための倫理と体制の綱領」は、2000年7月に東京大学評議会で決定されました。その全文は東京大学のホームページで読むことができます。

Q 5 あなたは以下のような行為についてどう感じますか。a) ~ s) のそれぞれについて、該当するものに1ずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1ずつ)

	セクハラになる	繰り返し行われればセクハラになる	セクハラではない	わからない	
a) 性体験の有無について尋ねる	1	2	3	4	⑰
b) 「〇〇さんとできている」などと性的な噂を立てる	1	2	3	4	⑱
c) 容姿、体型、年齢、服装、化粧などについてことさらに話題にする	1	2	3	4	⑲
d) 婚姻関係、子どもの有無などについてことさらに話題にする	1	2	3	4	⑳
e) 酒席でわざと身体をくっつけて座る	1	2	3	4	㉑
f) 「つきあっている人いるの」などと私生活について尋ねる	1	2	3	4	㉒
g) 気軽に髪や肩をさわる	1	2	3	4	㉓
h) 胸やお尻、足など身体の一部をじっと見つめる	1	2	3	4	㉔
i) お茶くみや食器の片づけを頼む	1	2	3	4	㉕
j) カラオケでデュエットを強要する	1	2	3	4	㉖
k) お酌を強要する	1	2	3	4	㉗
l) 食事やデートに誘う	1	2	3	4	㉘
m) いやがるのに手を握ろうとする	1	2	3	4	㉙
n) 無理やり性関係をせまる	1	2	3	4	㉚
o) 酔って抱きつく	1	2	3	4	㉛
p) 「女は愛嬌があった方がいい」「男ならしっかりしろ」などと言う	1	2	3	4	㉜
q) たとえば「女のくせに」「男のくせに」など異性に向かって侮蔑的な発言をする	1	2	3	4	㉝
r) 性的に卑わいな話を聞かせる	1	2	3	4	㉞
s) 目の前を裸で歩き回る	1	2	3	4	㉟

【説明】

セクハラとは、他の人を不快にさせる性的な言動です。性的な言動はさまざまであり、性的な欲求や関心に基づく言動だけでなく、性別役割分担意識に基づく言動も含まれます。不快かどうかは、受ける側の認識にかかっています。

Q 6 セクハラに関するあなたの率直なご意見をお聞かせ下さい。a)～j)のそれぞれについて、該当するものに1つずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	正直そういう気持ちもある	どちらとも言えない(わからない)	そうは思わない	
a) 大学という品位のある場で「セクハラ」問題をとりあげるのはふさわしくない	1	2	3	4	③⑧
b) 性的なジョークや話題を規制すると、人間関係が窮屈になる	1	2	3	4	③⑨
c) 生活の中で「女らしさ」や「男らしさ」はあって当然なもの	1	2	3	4	④⑩
d) さまざまな能力・適性において、男女差はある	1	2	3	4	④⑪
e) 相手が女性か男性かで、おのずと(仕事や研究への)期待や要求に違いがでてくる	1	2	3	4	④⑫
f) セクハラ行為は受ける側にも責任がある	1	2	3	4	④⑬
g) 異性関係で、男性が多少強引になるのは仕方がない	1	2	3	4	④⑭
h) 自分の好意を「セクハラ行為」と受け取られたら不快で、腹が立つ	1	2	3	4	④⑮
i) 誤解やぬれ衣、悪意で、セクハラ冤罪が増えないか心配だ	1	2	3	4	④⑯
j) できれば「セクハラ」などの問題には係わり合いたくない	1	2	3	4	④⑰

Q 7 もしあなたが、指導教官などから次のような行為をされた場合、どのように対応するでしょうか。想像で構いませんのでお答え下さい。a)～e)のそれぞれについて、該当するものに1つずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1つずつ)

	イヤだとはっきり意思表示・抗議する	無視する 避ける 逃げる	それとなくイヤなことを伝える	我慢する 従う	
a) 「性的な話題」や「性による決めつけ」や「差別的発言」に不快感を感じた場合	1	2	3	4	④⑱
b) 望んでいないのに食事や映画などの個人的な誘いをうけた場合	1	2	3	4	④⑲
c) 手を握られたり、腰や肩に手を回されたり、必要以上になれなれしくされた場合	1	2	3	4	④⑳
d) キスや抱きつくなど、性的な行為の強要や強姦されそうになった場合	1	2	3	4	④㉑
e) 「セクハラ行為」を拒否、抗議して、逆に非難(攻撃・報復)された場合	1	2	3	4	④㉒

Q 8 あなたは東京大学、またはそれに準じた場（サークルやゼミのコンパ、学会など）で、大学の構成員（教職員・院生・学生）または関係者から、次のようなセクハラ行為を受けたことがありますか。または、そのような行為を目撃したり、見聞したり、相談を受けたことがありますか。(1)～(9)のそれぞれについて、該当するすべてに○をつけて下さい。(○はそれぞれいくつでも)

	受けた ことが ある	目撃し たこと がある	相談を 受けた ことが ある	聞いた ことが ある	見聞し たこと はない	
(1) 言葉で 容姿・体型・服装・年齢・化粧などをことのほか話題にされた、望まない性的な話題や猥談を聞かされた、など。	1	2	3	4	5	⑤③
(2) 不快な性的行為で いやらしい目つきで身体を見られたり、了解なく写真を撮られた、性的経験（の有無）や私生活を詮索されたり、噂を流された、必要以上に近づかれたり、なれなれしい態度をされた、手、足、髪、肩、腰に触れられた、など。	1	2	3	4	5	⑤④
(3) 性的な暴力行為で 強引に抱きつかれたり、胸を触られたり、キスをされた、トイレや更衣室などを覗かれた、盗撮された、など。	1	2	3	4	5	⑤⑤
(4) 性的な暴力行為で 性的行為の強要、または未遂、など。	1	2	3	4	5	⑤⑥
(5) 交際の強要で 食事や映画にしつこく誘われた、しつこく電話やメールをされた、自宅に押しかけられた、つきまとわれた、など。	1	2	3	4	5	⑤⑦
(6) 性別役割の強要で お茶くみやお酌をさせられた、カラオケでデュエットを強要された、酒席などで席順を強制された、準備・後片付けなどを特定の性別にのみさせた、「女の子」扱いは、「男のくせに」「女のくせに」などと言った、など。	1	2	3	4	5	⑤⑧
(7) 職場でまたは教育研究などの場で 「女性は昇進しなくてもよい」「女性はどうせ結婚すれば辞めるから、責任のある仕事は任せられない」などと言った、性別の違いで仕事や研究条件に関して態度を変えた、など。	1	2	3	4	5	⑤⑨
(8) 教職員が女子の学生、大学院生に対して 「女性が勉強してどうする」「どうせ女性は結婚すれば仕事をやめるから、職探しも適当でいい」などと言った、性別の違いで研究指導や就職・進路相談の態度を変えた、など。	1	2	3	4	5	⑥①
(9) 不特定多数に対して 人前で着替えた、人前で裸で歩いたり走ったりした、性的に不快な言葉や写真などを提示した、部室や研究室にヌードカレンダーやポルノ雑誌などを目に触れるように置いた、パソコンやインターネットを通じてヌード写真やポルノ写真を見ていた、など。	1	2	3	4	5	⑥①

↓
【(1)～(9)で「1 受けたことがある」に1つでも○をつけた方はQ 9へ、それ以外の方は8頁のQ18に進んで下さい。】

Q 9～Q17 は、Q 8で「受けたことがある」方にお伺いします。
 あなたが「受けたことがある」Q 8の(1)～(9)のセクハラの中で、もっとも不快に思った経験を3例まで
 (以下、「経験1」、「経験2」、「経験3」とする)教えて下さい。
 「経験1」についてQ 9～Q17 までを回答した後に、「経験2」「経験3」についても同様に回答して下さい。

Q 9 どのようなセクハラでしたか。Q 8の項目を参照して経験ごとに1つずつ○をつけて下さい。
 (○は経験ごとに1つずつ)

	経験1	経験2	経験3
(1) 言葉で	1	1	1
(2) 不快な性的行為で	2	2	2
(3) 性的な暴力行為で(強引に抱きつかれたり、……)	3	3	3
(4) 性的な暴力行為で(性的行為の強要、または未遂、など)	4	4	4
(5) 交際の強要で	5	5	5
(6) 性別役割の強要で	6	6	6
(7) 職場でまたは教育研究などの場で	7	7	7
(8) 教職員が女子の学生、大学院生に対して	8	8	8
(9) 不特定多数に対して	9	9	9

Q 10 それは主にどのような状況で起こりましたか。
 (○は経験ごとに1つずつ)

	経験1	経験2	経験3
(1) 講義中、実験中	1	1	1
(2) ゼミ中	2	2	2
(3) ゼミの合宿中、実習中	3	3	3
(4) 個人指導中	4	4	4
(5) サークルの合宿中	5	5	5
(6) 通常のサークル活動中	6	6	6
(7) 学園祭中	7	7	7
(8) 自習中、研究中	8	8	8
(9) 研究会、学会やそれと関連した場	9	9	9
(10) 寮生活中	10	10	10
(11) 懇親会中、親睦会中	11	11	11
(12) その他 → (具体的に)	12	12	12

Q 11 それは主にどのような場所または手段で起こりましたか。
 (○は経験ごとに1つずつ)

	経験1	経験2	経験3
(1) 自分もしくは相手の自宅やアパート	1	1	1
(2) 教室	2	2	2
(3) 研究室	3	3	3
(4) 車や乗り物の中	4	4	4
(5) ホテル	5	5	5
(6) 電話やEメールなどを通して	6	6	6
(7) 懇親会・親睦会の会場	7	7	7
(8) その他 → (具体的に)	8	8	8

Q12 そのときのあなたの立場を教えてください。(○は経験ごとに1つずつ)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 学部学生	1	1	1
(2) 大学院生 (研究生を含む)	2	2	2
(3) その他 → (具体的に)	3 ()	3 ()	3 ()

⑦4

⑦5

⑦6

Q13 そのときの相手の性別及び人数を教えてください。
(○は経験ごとに1つずつ)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 男性 (1人)	1	1	1
(2) 男性 (複数)	2	2	2
(3) 女性 (1人)	3	3	3
(4) 女性 (複数)	4	4	4
(5) 男女両方	5	5	5

⑦7

⑦8

⑦9

⑩=2

Q14 そのときの相手はどのような立場の人でしたか。複数のときは、該当するすべてを選んで下さい。(○は経験ごとにいくつでも)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 上級生や先輩	1	1	1
(2) 同級生	2	2	2
(3) 下級生	3	3	3
(4) ゼミ等の指導教官	4	4	4
(5) 指導教官以外で同じ研究室・講座の教官	5	5	5
(6) その他の教官	6	6	6
(7) 職員	7	7	7
(8) その他 → (具体的に)	8 ()	8 ()	8 ()

⑪

⑬

⑮

Q15 あなたは、それにどのように対応しましたか。
(○は経験ごとに1つずつ)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) イヤだとはっきり意思表示・抗議した	1	1	1
(2) 無視した、避けた、逃げた	2	2	2
(3) それとなくイヤなことを伝えた	3	3	3
(4) 我慢した、従った	4	4	4

⑰

⑱

⑲

Q16 あなたはそのことを誰かに相談しましたか。相談した相手が複数のときは、該当するすべてを選んで下さい。(○は経験ごとにいくつでも)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 家族	1	1	1
(2) 友人	2	2	2
(3) 上級生や先輩	3	3	3
(4) 同級生	4	4	4
(5) 下級生	5	5	5
(6) ゼミ等の指導教官	6	6	6
(7) 指導教官以外で同じ研究室・講座の教官	7	7	7
(8) それ以外の教官	8	8	8
(9) 職員	9	9	9
(10) 東京大学ハラスメント相談所	10	10	10
(11) 保健センター、学生相談所	11	11	11
(12) 部局相談員	12	12	12
(13) 弁護士などの専門家や専門機関	13	13	13
(14) その他 → (具体的に)	14 ()	14 ()	14 ()
(15) 誰にも相談しなかった → なぜですか。Q16-1に進んで下さい。	15	15	15

⑳㉑

㉒㉓

㉔㉕

(Q16で、「15 誰にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。)

Q16-1 相談しなかった、あるいは迷ったのはなぜですか。該当するものを2つまで選んで下さい。(○は経験ごとに2つまで)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 相談した内容が外部に漏れるのではと思ったから	1	1	1
(2) 真剣に相談にのってくれないのではと思ったから	2	2	2
(3) 相談しても解決するとは思えなかったから	3	3	3
(4) 相談したことによって自分に不利益が生じるのではと思ったから	4	4	4
(5) 相談する必要性を感じなかったから	5	5	5
(6) 相談することが苦痛だったから	6	6	6
(7) 相談することが恥ずかしかったから	7	7	7
(8) 話してもわかってもらえないと思ったから	8	8	8
(9) その他 → (具体的に)	9 ()	9 ()	9 ()

㉖

㉗

㉘

Q17 (Q16あるいはQ16-1に続けてお聞きします。)その経験は、あなたにどのような影響をもたらしましたか。該当するすべてを選んで下さい。(○は経験ごとにいくつでも)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 大学に行きたくなくなった	1	1	1
(2) ゼミ・サークルをやめた	2	2	2
(3) クラブ活動やアルバイトなど、学業以外の活動が手につかなくなった	3	3	3
(4) 大学で勉学・研究を続けていく自信がなくなった	4	4	4
(5) 異性に対して不信感・嫌悪感・恐怖感を持つようになった、あるいは(加害者が同性の場合)同性に対して不信感・嫌悪感・恐怖感を持つようになった	5	5	5
(6) セクハラを容認する周囲に対して怒りを感じた	6	6	6
(7) 自分にも落ち度があったと思い、自分を責めるようになった	7	7	7
(8) 腹立たしく悔しかった	8	8	8
(9) 不快だと言えなかった自分が情けなかった	9	9	9
(10) なぜ自分だけがこんな目にあうのかと思った	10	10	10
(11) 体調を崩したり、眠れなくなった	11	11	11
(12) 食行動に変調(食べられない、食べ過ぎる、吐くなど)をきたした	12	12	12
(13) イライラして攻撃的になった	13	13	13
(14) 精神的に落ち込んだり、不安定になった	14	14	14
(15) 死にたいと思ったり、自分を傷つけたくなった	15	15	15
(16) 実際に自殺を図ったり、自傷行為をおこなった	16	16	16
(17) 何もする気がなくなって引きこもった	17	17	17
(18) その他 → (具体的に)	18 ()	18 ()	18 ()
(19) 何も変化はなかった	19	19	19

㉙㉚

㉛㉜

㉝㉞

次のQ18からは全員の方が回答して下さい。

Q18 あなたがもしセクハラ被害を受けたら、学内の窓口（東京大学ハラスメント相談所または部局相談員）に相談すると思いますか。次の中から、1つだけ選んで下さい。（○は1つ）

1 東京大学ハラスメント 相談所に相談すると思う	2 部局相談員に相談 すると思う	3 相談しないと思う	4 迷うと思う
---------------------------------------	-------------------------------	----------------------	-------------------

→ Q19へ

【説明】
 部局相談員とは、学部など各部局においてセクハラ苦情相談窓口を担う教職員を指します。一方、ハラスメント相談所は、部局から独立した全学の機関です。

（Q18で、3または4と答えた方にお聞きします。）

Q18-1 相談しない、あるいは迷うのはなぜですか。該当するものを2つまで選んで下さい。（○は2つまで）

- 1 相談した内容が外部に漏れるのではと思うから
- 2 真剣に相談にのってくれないのではと思うから
- 3 相談しても解決するとは思えないから
- 4 相談したことによって自分に不利益が生じるのではと思うから
- 5 相談する必要性を感じないから
- 6 相談することが苦痛だから
- 7 相談することが恥ずかしいから
- 8 話してもわかってもらえないと思うから
- 9 その他 →（具体的に

（全員の方にお聞きします）

Q19 セクハラ防止のために大学が取り組むべきこととして、緊急あるいは重要と思うものを3つまで選んで下さい。（○は3つまで）

- 1 講演会など、セクハラに関する学内での啓発を進める
- 2 セクハラ相談窓口があることの宣伝を強めたり、Q&Aなどを作成し、周知徹底する
- 3 セクハラに関する教育を学生のカリキュラムや教職員の研修の中に組み込む
- 4 専門的な知識・経験を持った相談員の増員など相談窓口を充実する
- 5 被害者の心のケアのためのカウンセリング体制を拡充する
- 6 教官や管理職員などが率先してセクハラ防止に努める
- 7 教官や管理職員を対象とする研修を実施する
- 8 女性教官を増やす
- 9 女性職員の登用を進める
- 10 人権やジェンダー問題に関する啓発を進める
- 11 その他 →（具体的に

【説明】

ジェンダーとは、生物学的意味での性差ではなく、社会的文化的に規定された男/女の性別を意味します。性別役割分業や「女らしさ」「男らしさ」もジェンダーに関わるものです。

Q20 ハラスメント相談所について知っていることを選んで下さい。（○はいくつでも）

- 1 2001年度から開所したこと
- 2 本郷の安田講堂に相談室があること
- 3 駒場の8号館にも相談室があること
- 4 外部相談員がいること（注：外部相談員とは特定部局に属さない専任相談員を指します）
- 5 男女の相談員がいること
- 6 教職員も利用できること
- 7 救済措置を求める「申し立て」をハラスメント防止委員会に対して出来ること
- 8 加害者との調停を求める「申し立て」をハラスメント防止委員会に対して出来ること
- 9 セクハラ被害からの回復のためのカウンセリングが受けられること

大学院生・研究生の方はQ21に、学部学生の方はQ23に進んで下さい。

Q21 主に大学などの学問研究の場におけるジェンダーに関わるアカデミック・ハラスメント（以下「アカハラ」と略す）が話題となっていますが、あなた自身が以下のようなことを行なったり、他の人から受けたり、あなた自身ではなくても、周囲の人から見聞いたことがありますか。a)～f)のそれぞれについて該当するすべてに○をつけて下さい。（○はそれぞれいくつでも）

	行なった	受けた	見聞いた	見聞いた ことがない	
a) 「女性は結婚したら就職の世話や経済的な心配をしなくていいから気楽だ」などと言う	1	2	3	4	⑩
b) 「君は男で家族を養う立場なんだから、もっとしっかり研究しろ」などと言う	1	2	3	4	⑪
c) 「結婚や子どもは研究の妨げになる（からするな、産むな）」などと言う	1	2	3	4	⑫
d) 「家事・育児は女性に任せて、男は研究に専念すべきだ」などと言う	1	2	3	4	⑬
e) 就職・昇進や研究発表の機会は、男性の方を優先する	1	2	3	4	⑭
f) 就職・昇進や研究発表の機会は、女性の方を優先する	1	2	3	4	⑮

大学としての今後の対応の参考のために、次の事項についてご意見をお聞かせ下さい。秘密は厳守します。

Q22 以上の他に、ジェンダーに関わるか否かを問わずアカデミック・ハラスメントを経験したことがあれば、以下の該当欄にできるだけ詳しく記入して下さい。

⑯

ここからは、全員が回答して下さい。

Q23 あなたは大学の外（就職活動中やアルバイト先など）で東京大学構成員または関係者ではない相手からのセクハラを経験したことがありますか。（○は1つ）

1 ある

2 ない

⑰

Q24 あなたが、学内や学外で経験したセクハラやアカハラ（Q21参照）について、①どのように対処し、その結果はどうであったか、②これまでの質問項目では言い尽くせなかった被害の経験などを、以下の該当欄にできるだけ詳しく記入して下さい。

⑱

Q25 大学におけるセクハラやアカハラ、または本調査についてご意見がありましたら、以下の該当欄に自由に記入して下さい。

	④
--	---

最後に、あなた自身のことについて教えてください。

F 1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

1 女性	2 男性	3 その他 ()	⑤
------	------	-----------	---

F 2 あなたの所属を教えてください。(○は1つ)

1 法学部・法学政治学研究科	6 農学部・農学生命科学研究科	11 数理科学研究科	⑤ ⑥
2 医学部・医学系研究科	7 経済学部・経済学研究科	12 新領域創成科学研究科	
3 工学部・工学系研究科	8 教養学部・総合文化研究科	13 情報学環・学際情報学府	
4 文学部・人文社会系研究科	9 教育学部・教育学研究科	14 情報理工学系研究科	
5 理学部・理学系研究科	10 薬学部・薬学系研究科	15 その他 ()	

F 3 あなたはどの課程にいますか。(○は1つ)

1 学部学生	2 大学院生、研究生	⑤
--------	------------	---

F 4 あなたは留学生ですか。(○は1つ)

1 はい	2 いいえ	⑤
------	-------	---

F 5 あなたの出身高校の種類を教えてください。(○は1つ)

1 女子校	2 男子校	3 共学校	4 その他 ()	⑤
-------	-------	-------	-----------	---

Q26 この調査をまとめるにあたって、あなたが経験されたセクハラについて、詳しいお話を伺いたいときは、お許しただけででしょうか。もしさしつかえなければ、こちらからご連絡させていただくかもしれませんので、お名前と電話番号、メールアドレスをお書き下さい。なお、あなたのプライバシーを侵害するようなことは決してありませんので、ご安心下さい。

(お名前 _____ 電話番号 _____ メールアドレス _____) ⑥

●以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

このアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れ、7月8日(火)までに投函して下さい。

セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査

- ◎ 記入したアンケートは、同封の返信用封筒に入れて厳封し、7月8日（火）までに投函して下さい。
- ◎ なお、このアンケート調査の配布・回収、集計作業は、統計調査・世論調査の専門機関である社団法人 中央調査社に委託しています。
返信は社団法人 中央調査社（東京都品川区西五反田7-1-1 TEL 03-5487-2314）へお願いいたします。

質問等問合わせ先

東京大学事務局総務部人事課
専門職員（職員相談担当）藤井
TEL 03-5841-2037

● 記入にあたってのお願い

- ・ Q1から順にお答え下さい。一部の方だけにお答えいただく質問もありますので、その場合は、矢印や指示にしたがってお進み下さい。
- ・ 回答は、質問ごとに用意してある答えの中からあてはまるものの番号に○をつけて下さい。
- ・ 「その他」を選んだ場合は、その番号に○をつけたうえ、() 内あるいは余白にその具体的な内容をご記入下さい。
- ・ 回答は (○は1つ) (○は2つまで) (○はいくつでも) など末尾で指定された範囲でお答え下さい。
- ・ 各ページにある⑬⑭、⑰…などの数字は電算処理のためのもので、お答えの内容とは関係ありません。

⑩=1

Q1 大学におけるセクシャル・ハラスメント（以下、セクハラと略す）の問題は重要だと思いますか。

(○は1つ)

1	2	3	4	5
非常に重要である	重要である	あまり重要でない	誇張されている	わからない

⑬

Q2 セクハラ問題について、あなたはどこで情報や知識を得ましたか。該当するものに○をつけて下さい。

(○はいくつでも)

1 専門的な雑誌や専門書などで	8 学内のポスターで
2 新聞や週刊誌、総合雑誌などで	9 学内広報で
3 テレビやラジオなどで	10 東京大学が発行したリーフレットで
4 高校や大学の授業で	11 東京大学のホームページで
5 講演会などの催しで	12 その他 { 具体的に
6 友人との会話で	}
7 家族との会話で	13 今までに聞いたことがない

⑭

⑮

Q3 あなたは、東京大学がセクハラ防止に取り組んでいることを知っていましたか。(○は1つ)

1 よく知っていた	2 漠然と知っていた	3 知らなかった	⑬
		↳ Q4へ	

Q3-1 (Q3で1または2と答えた方にお聞きます。)それは、何で知りましたか。(○はいくつでも)

1 学内のポスターで 2 学内広報で 3 東京大学が発行したリーフレットで 4 友人、知人から聞いて	5 東京大学のホームページで 6 授業の場で 7 その他〔具体的に〕	⑭
---	--	---

Q4 あなたは「東京大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための倫理と体制の綱領」を読んだことがありますか。(○は1つ)

1 よく読んだ	2 読んだことがある	3 読んだことはない	4 その存在を知らない	⑮
---------	------------	------------	-------------	---

【説明】

「東京大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための倫理と体制の綱領」は、2000年7月に東京大学評議会で決定されました。その全文は東京大学のホームページで読むことができます。

Q5 あなたは以下のような行為についてどう感じますか。a)～s)のそれぞれについて、該当するものに1つずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1つずつ)

	セクハラになる	繰り返し行われればセクハラになる	セクハラではない	わからない	
a) 性体験の有無について尋ねる	1	2	3	4	⑰
b) 「○○さんとできている」などと性的な噂を立てる	1	2	3	4	⑱
c) 容姿、体型、年齢、服装、化粧などについてことさらに話題にする	1	2	3	4	⑲
d) 婚姻関係、子どもの有無などについてことさらに話題にする	1	2	3	4	⑳
e) 酒席でわざと身体をくっつけて座る	1	2	3	4	㉑
f) 「つきあっている人いるの」などと私生活について尋ねる	1	2	3	4	㉒
g) 気軽に髪や肩をさわる	1	2	3	4	㉓
h) 胸やお尻、足など身体の一部をじっと見つめる	1	2	3	4	㉔
i) お茶くみや食器の片づけを頼む	1	2	3	4	㉕
j) カラオケでデュエットを強要する	1	2	3	4	㉖
k) お酌を強要する	1	2	3	4	㉗
l) 食事やデートに誘う	1	2	3	4	㉘
m) いやがるのに手を握ろうとする	1	2	3	4	㉙
n) 無理やり性関係をせまる	1	2	3	4	㉚
o) 酔って抱きつく	1	2	3	4	㉛
p) 「女は愛嬌があった方がいい」「男ならしっかりしろ」などと言う	1	2	3	4	㉜
q) たとえば「女のくせに」「男のくせに」など異性に向かって侮蔑的な発言をする	1	2	3	4	㉝
r) 性的に卑わいな話を聞かせる	1	2	3	4	㉞
s) 目の前を裸で歩き回る	1	2	3	4	㉟

【説明】

セクハラとは、他の人を不快にさせる性的な言動です。性的な言動はさまざまであり、性的な欲求や関心に基づく言動だけでなく、性別役割分担意識に基づく言動も含まれます。不快かどうかは、受ける側の認識にかかっています。

Q6 セクハラに関するあなたの率直なご意見をお聞かせ下さい。a)～j)のそれぞれについて、該当するものに1つずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	正直そういう気持ちもある	どちらとも言えない(わからない)	そうは思わない	
a) 大学という品位のある場で「セクハラ」問題をとりあげるのはふさわしくない	1	2	3	4	③⑧
b) 性的なジョークや話題を規制すると、人間関係が窮屈になる	1	2	3	4	③⑨
c) 生活の中で「女らしさ」や「男らしさ」はあって当然なもの	1	2	3	4	④⑩
d) さまざまな能力・適性において、男女差はある	1	2	3	4	④⑪
e) 相手が女性か男性かで、おのずと(仕事や研究への)期待や要求に違いがでてくる	1	2	3	4	④⑫
f) セクハラ行為は受ける側にも責任がある	1	2	3	4	④⑬
g) 異性関係で、男性が多少強引になるのは仕方がない	1	2	3	4	④⑭
h) 自分の好意を「セクハラ行為」と受け取られたら不快で、腹が立つ	1	2	3	4	④⑮
i) 誤解やぬれ衣、悪意で、セクハラ冤罪が増えないか心配だ	1	2	3	4	④⑯
j) できれば「セクハラ」などの問題には係わり合いたくない	1	2	3	4	④⑰

Q7 もしあなたが、役付きの教官もしくは上司である職員などから次のような行為をされた場合、どのように対応するでしょうか。想像で構いませんのでお答え下さい。a)～e)のそれぞれについて、該当するものに1つずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1つずつ)

	イヤだとはっきり意思表示・抗議する	無視する 避ける 逃げる	それとなくイヤなことを伝える	我慢する 従う	
a) 「性的な話題」や「性による決めつけ」や「差別的発言」に不快感を感じた場合	1	2	3	4	④⑱
b) 望んでいないのに食事や映画などの個人的な誘いをうけた場合	1	2	3	4	④⑲
c) 手を握られたり、腰や肩に手を回されたり、必要以上になれなれしくされた場合	1	2	3	4	④⑳
d) キスや抱きつくなど、性的な行為の強要や強姦されそうになった場合	1	2	3	4	④㉑
e) 「セクハラ行為」を拒否、抗議して、逆に非難(攻撃・報復)された場合	1	2	3	4	④㉒

Q8 あなたは東京大学、またはそれに準じた場（学会、懇親会など）で、大学の構成員（教職員・院生・学生）または関係者から、次のようなセクハラ行為を受けたことがありますか。または、そのような行為を目撃したり、見聞したり、相談を受けたことがありますか。学生・院生時代の経験は除きます。(1)～(9)のそれぞれについて、該当するすべてに○をつけて下さい。(○はそれぞれいくつでも)

	受けたことがある	目撃したことがある	相談を受けたことがある	聞いたことがある	見聞したことはない	
(1) 言葉で容姿・体型・服装・年齢・化粧などをこのほか話題にされた、望まない性的な話題や猥談を聞かされた、など。	1	2	3	4	5	⑤③
(2) 不快な性的行為で いやらしい目つきで身体を見られたり、了解なく写真を撮られた、性的経験（の有無）や私生活を詮索されたり、噂を流された、必要以上に近づかれたり、なれなれしい態度をされた、手、足、髪、肩、腰に触れられた、など。	1	2	3	4	5	⑤④
(3) 性的な暴力行為で 強引に抱きつかれたり、胸に触られたり、キスをされた、トイレや更衣室などを覗かれた、盗撮された、など。	1	2	3	4	5	⑤⑤
(4) 性的な暴力行為で 性的行為の強要、または未遂、など。	1	2	3	4	5	⑤⑥
(5) 交際の強要で 食事や映画にしつこく誘われた、しつこく電話やメールをされた、自宅に押しかけられた、つきまとわれた、など。	1	2	3	4	5	⑤⑦
(6) 性別役割の強要で お茶くみやお酌をさせられた、カラオケでデュエットを強要された、酒席などで席順を強制された、準備・後片付けなどを特定の性別にのみさせた、「女の子」扱いした、「男のくせに」「女のくせに」などと言った、など。	1	2	3	4	5	⑤⑧
(7) 職場でまたは教育研究などの場で 「女性は昇進しなくてもよい」「女性はどうせ結婚すれば辞めるから、責任のある仕事は任せられない」などと言った、性別の違いで仕事や研究条件に関して態度を変えた、など。	1	2	3	4	5	⑤⑨
(8) 教職員が女性教職員に対して 「女性が勉強してどうする」「どうせ女性は結婚すれば仕事をやめるから、職探しも適当でいい」などと言った、性別の違いで研究や就職に関する態度を変えた、など。	1	2	3	4	5	⑥⑩
(9) 不特定多数に対して 人前で着替えた、人前で裸で歩いたり走ったりした、性的に不快な言葉や写真などを提示した、部室や研究室にヌードカレンダーやポルノ雑誌などを目に触れるように置いた、パソコンやインターネットを通じてヌード写真やポルノ写真を見ていた、など。	1	2	3	4	5	⑥⑪

【(1)～(9)で「1 受けたことがある」に1つでも○をつけた方はQ9へ、それ以外の方は8頁のQ18に進んで下さい。】

Q 9～Q17は、Q 8で「受けたことがある」方にお伺いします。
 あなたが「受けたことがある」Q 8の(1)～(9)のセクハラの中で、もっとも不快に思った経験を3例まで
 (以下、「経験1」、「経験2」、「経験3」とする)教えて下さい。
 「経験1」についてQ 9～Q17までを回答した後に、「経験2」「経験3」についても同様に回答して下さい。

Q 9 どのようなセクハラでしたか。Q 8の項目を参照して経験ごとに1つずつ○をつけて下さい。学生・
 院生時代の経験は除きます。(○は経験ごとに1つずつ)

	経験1	経験2	経験3
(1) 言葉で	1	1	1
(2) 不快な性的行為で	2	2	2
(3) 性的な暴力行為で(強引に抱きつかれたり、……)	3	3	3
(4) 性的な暴力行為で(性的行為の強要、または未遂、など)	4	4	4
(5) 交際の強要で	5	5	5
(6) 性別役割の強要で	6	6	6
(7) 職場でまたは教育研究などの場で	7	7	7
(8) 教職員が女性教職員に対して	8	8	8
(9) 不特定多数に対して	9	9	9

⑥2

⑥3

⑥4

Q 10 それは主にどのような状況で起こりましたか。
 (○は経験ごとに1つずつ)

	経験1	経験2	経験3
(1) 通常の勤務時間中	1	1	1
(2) 出張中	2	2	2
(3) 研修中	3	3	3
(4) 研究会、学会やそれと関連した場	4	4	4
(5) 懇親会中、親睦会中	5	5	5
(6) 授業中、実験中	6	6	6
(7) その他 → (具体的に)	7 ()	7 ()	7 ()

⑥5

⑥7

⑥9

Q 11 それは主にどのような場所または手段で起こりましたか。
 (○は経験ごとに1つずつ)

	経験1	経験2	経験3
(1) 自分もしくは相手の自宅やアパート	1	1	1
(2) 教室	2	2	2
(3) 研究室	3	3	3
(4) 車や乗り物の中	4	4	4
(5) ホテル	5	5	5
(6) 電話やEメールなどを通して	6	6	6
(7) 懇親会・親睦会の会場	7	7	7
(8) その他 → (具体的に)	8 ()	8 ()	8 ()

⑦1

⑦2

⑦3

Q12 そのときのあなたの立場を教えてください。(○は経験ごとに1つずつ)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 教授、助教授、専任講師	1	1	1
(2) 助手、教務職員	2	2	2
(3) 非常勤講師	3	3	3
(4) 医療関係職員	4	4	4
(5) 事務系職員	5	5	5
(6) 技術系職員	6	6	6
(7) 非常勤職員	7	7	7
(8) 研究員、研修員	8	8	8

⑦4

⑦5

⑦6

Q13 そのときの相手の性別及び人数を教えてください。

(○は経験ごとに1つずつ)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 男性 (1人)	1	1	1
(2) 男性 (複数)	2	2	2
(3) 女性 (1人)	3	3	3
(4) 女性 (複数)	4	4	4
(5) 男女両方	5	5	5

⑦7

⑦8

⑦9

⑩=2

Q14 そのときの相手はどのような立場の人でしたか。複数のときは、該当するすべてを選んで下さい。(○は経験ごとにいくつでも)

経験 1	経験 2	経験 3
------	------	------

(あなたが教官＝教授・助教授・講師・助手・教務職員の場合)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 役付若しくは年長の教官、教諭	1	1	1
(2) 同僚である教官、教諭	2	2	2
(3) 職員	3	3	3
(4) 学生、大学院生	4	4	4
(5) その他 → (具体的に) ()	()	()	()

(あなたが教官以外の場合)

(6) 上司である職員	6	6	6
(7) 同僚である職員	7	7	7
(8) 部下である職員	8	8	8
(9) 教官	9	9	9
(10) 学生、大学院生	10	10	10
(11) その他 → (具体的に) ()	()	()	()

⑪⑫

⑬⑭

⑮⑯

Q15 あなたは、それにどのように対応しましたか。

(○は経験ごとに1つずつ)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) イヤだとはっきり意思表示・抗議した	1	1	1
(2) 無視した、避けた、逃げた	2	2	2
(3) それとなくイヤなことを伝えた	3	3	3
(4) 我慢した、従った	4	4	4

⑰

⑱

⑲

Q16 あなたはそのことを誰かに相談しましたか。相談した相手が複数のときは、該当するすべてを選んで下さい。(○は経験ごとにいくつでも)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 家族	1	1	1
(2) 友人	2	2	2
(3) 上司	3	3	3
(4) 同性の同僚	4	4	4
(5) 異性の同僚	5	5	5
(6) 東京大学ハラスメント相談所	6	6	6
(7) 保健センター、学生相談所	7	7	7
(8) 部局相談員	8	8	8
(9) 弁護士などの専門家や専門機関	9	9	9
(10) 教職員組合	10	10	10
(11) その他 → (具体的に)	11 ()	11 ()	11 ()
(12) 誰にも相談しなかった → なぜですか。Q16-1に進んで下さい。	12	12	12

(Q16で、「12 誰にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。)

Q16-1 相談しなかった、あるいは迷ったのはなぜですか。該当するものを2つまで選んで下さい。(○は経験ごとに2つまで)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 相談した内容が外部に漏れるのではと思ったから	1	1	1
(2) 真剣に相談にのってくれないのではと思ったから	2	2	2
(3) 相談しても解決するとは思えなかったから	3	3	3
(4) 相談したことによって自分に不利益が生じるのではと思ったから	4	4	4
(5) 相談する必要性を感じなかったから	5	5	5
(6) 相談することが苦痛だったから	6	6	6
(7) 相談することが恥ずかしかったから	7	7	7
(8) 話してもわかってもらえないと思ったから	8	8	8
(9) その他 → (具体的に)	9 ()	9 ()	9 ()

Q17 (Q16あるいはQ16-1に続けてお聞きします。) その経験は、あなたにどのような影響をもたらしましたか。該当するすべてを選んで下さい。(○は経験ごとにいくつでも)

	経験 1	経験 2	経験 3
(1) 職場に行きたくなくなった	1	1	1
(2) 仕事の能率が落ちた	2	2	2
(3) 転勤や退職をしたくなった	3	3	3
(4) 大学で研究や仕事を続けていく自信がなくなった	4	4	4
(5) 異性に対して不信感・嫌悪感・恐怖感を持つようになった、あるいは(加害者が同性の場合)同性に対して不信感・嫌悪感・恐怖感を持つようになった	5	5	5
(6) セクハラを容認する周囲に対して怒りを感じた	6	6	6
(7) 自分にも落ち度があったと思い、自分を責めるようになった	7	7	7
(8) 腹立たしく悔しかった	8	8	8
(9) 不快だと言えなかった自分が情けなかった	9	9	9
(10) なぜ自分だけがこんな目にあうのかと思った	10	10	10
(11) 体調を崩したり、眠れなくなった	11	11	11
(12) 食行動に変調(食べられない、食べ過ぎる、吐くなど)をきたした	12	12	12
(13) イライラして攻撃的になった	13	13	13
(14) 精神的に落ち込んだり、不安定になった	14	14	14
(15) 死にたいと思ったり、自分を傷つけたくなった	15	15	15
(16) 実際に自殺を図ったり、自傷行為をおこなった	16	16	16
(17) 何もする気がなくなって引きこもった	17	17	17
(18) その他 → (具体的に)	18 ()	18 ()	18 ()
(19) 何も変化はなかった	19	19	19

次のQ18からは全員の方が回答して下さい。

Q18 あなたがもしセクハラ被害を受けたら、学内の窓口（東京大学ハラスメント相談所または部局相談員）に相談すると思いますか。次の中から、1つだけ選んで下さい。（○は1つ）

1 東京大学ハラスメント 相談所に相談すると思う	2 部局相談員に相談 すると思う	3 相談しないと思う	4 迷うと思う
---------------------------------------	-------------------------------	----------------------	-------------------

→ Q19へ

【説明】

部局相談員とは、学部など各部局においてセクハラ苦情相談窓口を担う教職員を指します。一方、ハラスメント相談所は、部局から独立した全学の機関です。

（Q18で、3または4と答えた方にお聞きします。）

Q18-1 相談しない、あるいは迷うのはなぜですか。該当するものを2つまで選んで下さい。（○は2つまで）

<ol style="list-style-type: none"> 1 相談した内容が外部に漏れるのではと思うから 2 真剣に相談にのってくれないのではと思うから 3 相談しても解決するとは思えないから 4 相談したことによって自分に不利益が生じるのではと思うから 5 相談する必要性を感じないから 6 相談することが苦痛だから 7 相談することが恥ずかしいから 8 話してもわかってもらえないと思うから 9 その他 →（具体的に 	③⑥
---	----

（全員の方にお聞きします）

Q19 セクハラ防止のために大学が取り組むべきこととして、緊急あるいは重要と思うものを3つまで選んで下さい。（○は3つまで）

<ol style="list-style-type: none"> 1 講演会など、セクハラに関する学内での啓発を進める 2 セクハラ相談窓口があることの宣伝を強めたり、Q&Aなどを作成し、周知徹底する 3 セクハラに関する教育を学生のカリキュラムや教職員の研修の中に組み込む 4 専門的な知識・経験を持った相談員の増員など相談窓口を充実する 5 被害者の心のケアのためのカウンセリング体制を拡充する 6 教官や管理職員などが率先してセクハラ防止に努める 7 教官や管理職員を対象とする研修を実施する 8 女性教官を増やす 9 女性職員の登用を進める 10 人権やジェンダー問題に関する啓発を進める 11 その他 →（具体的に 	③⑦ ③⑧
---	----------

【説明】

ジェンダーとは、生物学的意味での性差ではなく、社会的文化的に規定された男/女の性別を意味します。性別役割分業や「女らしさ」「男らしさ」もジェンダーに関わるものです。

Q20 ハラスメント相談所について知っていることを選んで下さい。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| 1 | 2001年度から開所したこと |
| 2 | 本郷の安田講堂に相談室があること |
| 3 | 駒場の8号館にも相談室があること |
| 4 | 外部相談員がいること(注:外部相談員とは特定部局に属さない専任相談員を指します) |
| 5 | 男女の相談員がいること |
| 6 | 教職員も利用できること |
| 7 | 救済措置を求める「申し立て」をハラスメント防止委員会に対して出来ること |
| 8 | 加害者との調停を求める「申し立て」をハラスメント防止委員会に対して出来ること |
| 9 | セクハラ被害からの回復のためのカウンセリングが受けられること |

39

Q21 主に大学などの学問研究の場におけるジェンダーに関わるアカデミック・ハラスメント(以下「アカハラ」と略す)が話題となっていますが、あなた自身が以下のようなことを行なったり、他の人から受けたり、あなた自身ではなくても、周囲の人から見聞いたことがありますか。a)～f)のそれぞれについて該当するすべてに○をつけて下さい。(○はそれぞれいくつでも)

	行なった	受けた	見聞いた	見聞いた ことがない	
a)「女性は結婚したら就職の世話や経済的な心配をしなくていいから気楽だ」などと言う	1	2	3	4	40
b)「君は男で家族を養う立場なんだから、もっとしっかり研究しろ」などと言う	1	2	3	4	41
c)「結婚や子どもは研究の妨げになる(からするな、産むな)」などと言う	1	2	3	4	42
d)「家事・育児は女性に任せて、男は研究に専念すべきだ」などと言う	1	2	3	4	43
e)就職・昇進や研究発表の機会は、男性の方を優先する	1	2	3	4	44
f)就職・昇進や研究発表の機会は、女性の方を優先する	1	2	3	4	45

40

41

42

43

44

45

大学としての今後の対応の参考のために、次の事項についてご意見をお聞かせ下さい。秘密は厳守します。

Q22 以上の他に、ジェンダーに関わるか否かを問わずアカデミック・ハラスメントを経験したことがあれば、以下の該当欄にできるだけ詳しく記入して下さい。

46

ハラスメント防止委員会アンケート調査小委員会

委員長 野 島 陽 子 (大学院人文社会系研究科助教授)

委員 春 山 成 子 (大学院新領域創成科学研究科教授)

事務局 藤 井 繁 幸 (総務部人事課専門職員)

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務課広報室を通じて行ってください。

No 1283 2004年3月2日

東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学総務課広報室 ☎ (3811) 3393

e-mail kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp/jpn/index-j.html>